



酒々井町



令和7年度
(2025年度)

くらしの 便利帳



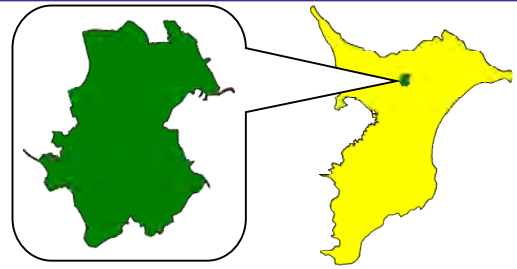
町公式X・LINE
@shisui_town
旬な情報を随時発信中！



町のプロフィール

位置

極 東	東経 140度18分
極 西	東経 140度14分
極 南	北緯 35度41分
極 北	北緯 35度45分



千葉県北部、北総台地に位置し、都心から50キロメートルの圏内にあって、北西部には印旛沼、東南部には北総台地を配し、緑豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれています。

歴史的には、約3万4千年前の旧石器時代の墨古沢遺跡（国史跡）や千年前の印東庄の景観が残り、中世戦国時代には、下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城（国史跡）を築城して、約100年にわたり、下総の首府、政治、経済の中心として栄えました。江戸時代には、佐倉城下、幕府の野馬会所、成田・芝山への宿場町としてにぎわいました。

明治22年に町村制が施行され、近隣16カ町村が合併して酒々井町が誕生し、独立独歩の町として現在に至っています。

人口面積

住 基 人 口 ・ 世 帯 [R7.6.1現在]	20,158人	10,214世帯
国 勢 調 査 人 口 ・ 世 帯 [R2.10.1現在] ※令和2年国勢調査人口等基本集計	20,745人	9,375世帯
面 積 ・ 標 高	19.01km ²	0.3m（印旛沼新田地区） ～38m（飯積地区）

町民憲章

古い歴史と伝統をもつ新しい町酒々井は、輝く太陽の下、清らかな水と豊かな緑に包まれたわたくしたちのふるさとです。

わたくしたちは、この素晴らしい自然を守りながら、文化の香り高い調和のとれた田園都市をつくりあげるために町民憲章を定めます。

- 一、わたくしたちは、歴史と文化をたいせつにし、自然を愛して美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、若い力を育て、働くことを喜び豊かなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、きまりを守り、他人を尊び明るいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、老人を敬い、子供を慈しみ温かいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、笑顔で接し、心の通う住みよいまちをつくりましょう。

〈昭和49年11月3日制定〉

〈令和2年2月22日改正〉

キャラクターマーク



トータル・エンブレム



町の木「梅」



町の花「水仙」



町の鳥「メジロ」



町マスコットキャラクター
井戸っ子（しすいちゃん）



「酒々井の教育」推進マスコットキャラクター
勝っタネ!くん

この便利帳は令和7年7月1日現在で編集したものです。

ケース別インデックス…3 役場庁舎案内図…4 各課等の主な業務…5

いざという時のために

火災・救急…8、交通災害共済…8、交通事故相談…8、避難場所一覧…9、指定緊急避難場所・避難所…10、もしもの時に備えて…11、安否確認手段…11、防災情報等の入手方法…12、メール配信サービス登録…13

…8

戸籍・住民登録等・証明

戸籍に関する届け出…14、住民登録…15、証明書と手数料…16、印鑑登録…16、マイナンバーカード…17、コンビニ交付サービス…18、郵便請求…19、休日業務…20、戸籍の広域交付…20、パスポート…21

…14

子育て・教育

各種手当や医療費の助成…22、幼児教育・保育無償化…22、保育園・一時保育…23、子育て支援…24、小中学校…25、放課後児童クラブ…25、教育費の援助など…25、教育や子どもに関する相談…26

…22

健康・医療

母と子の健康…27、子どもの予防接種…28、成人の各種検診・相談…29、町内医療機関…30、休日夜間救急診療…32

…27

福祉・介護

障がい福祉…33、高齢者福祉…40、地域福祉…41、社会福祉協議会…41、介護保険…43、地域包括支援センター…44

…33

国保・年金

国民健康保険…45、後期高齢者医療…47、国民年金…49

…45

税の納付・証明など

各種町税…50、税の納付…51、コンビニ交付サービス…51、税の納期一覧…52、各種証明…52

…50

住まいとまちづくり

都市計画…53、住宅・宅地…53、建築確認…54、住まいに関する各種補助金…54、農地…54、道路…55、自転車等の駐車場…55、住民活動への支援…56

…53

生活・環境

上水道…57、下水道…57、ごみの出し方…58、ごみの減量化…59、環境の保全…59

…57

産業振興

中小企業資金融資…60

…60

選挙・議会・広報

選挙…61、町議会のしくみ…62、広報ニューしすい…62、町公式X…63、町公式LINE…63、町デジタルサイネージ…63、町ホームページ…63

…61

観光・見どころ・イベント

本佐倉城跡・案内所…64、「下がり松」印旛沼眺望名勝地…64、酒の井の碑…64、飯積の大杉…65、築山…65、しすい・ハーブガーデン…65、町のイベント・祭り…66…64

…64

主要施設などの利用案内

ブリミエール酒々井…67、中央公民館、コミュニティプラザ…68、総合公園、都市公園、学校体育施設、墨スポーツ広場…69、隣保館、生涯生活センター、下宿ベース…70、げんき館、まるごとしすい、しすいふれ愛タクシー、さくら斎場…71

…67

くらしの相談

町などが行う相談…72、町以外の機関によるくらしの相談…73

…72

ダイヤルガイド

主要公共施設などのダイヤルガイド…77

…77

ケース別インデックス

こんなときには忘れずに各種届け出・登録を



誕生

- ・母子健康手帳…P 27
- ・母と子の健康…P 27
- ・国民健康保険加入の手続き…P 45
- ・出産育児一時金…P 45

出生届 …P14

子どもが生まれたら
14 日以内に届け出

育児

- ・各種手当や医療費の助成…P 22
- ・保育園入園案内…P 25
- ・予防接種…P 28
- ・育児などの相談…P 27



教育

- ・小中学校入学案内…P 25
- ・放課後児童クラブ…P 25
- ・教育相談…P 26

印鑑登録 …P16

15 歳以上で必要な方が登録

成人

- ・国民年金加入…P 49
- ・選挙…P 61



結婚

婚姻届 …P14

結婚生活に入ったら
速やかに届け出

- ・住民登録…P 15
- ・印鑑登録…P 16



転入届 …P15

町に転入した日から
14 日以内に届け出

引越し

- ・住民登録…P 15
- ・印鑑登録…P 16
- ・国民健康保険…P 45
- ・各種証明…P 16・52

転居届 …P15

町内転居した日から
14 日以内に届け出

生活

転出届 …P15

他の市町村へ転出する
日までに届け出

壮年

- ・各種健康診査…P 29

- ・火災、救急の通報…P 8
- ・避難場所一覧…P 9
- ・指定緊急避難場所・避難所案内図…P 10
- ・上下水道…P 57
- ・ごみ処理…P 58
- ・くらしの相談…P 72



老後

- ・後期高齢者医療制度…P 47
- ・国民年金…P 49
- ・高齢者福祉サービス…P 40
- ・介護保険サービス…P 43
- ・しすいふれ愛タクシー…P 71

死亡届 …P14

死亡の事実を知った
日から 7 日以内に届け出

各課等の主な業務

酒々井町役場

☎043-496-1171 (役場代表)

※記載内容は、発行日(令和7年7月1日)時点のものです。
場所が移転する場合があります。

課 名	班 名	主 な 業 務	場 所
総 務 課	政 策 秘 書 室 ☎内線 203～205	重要政策の総合調整、政策立案等の調整、各課間の連絡調整、秘書、情報収集管理、庁議、円卓会議、栄典、町表彰、議会との連絡調整	中央庁舎 2階
	総 務 班 ☎内線 213・215	人事、給与、職員研修、服務、福利厚生	
	行 政 班 ☎内線 214	文書、例規、行政改革、情報公開制度、個人情報保護制度、行政不服審査制度、行政区画、選挙、監査	
	情 報 推 進 班 ☎内線 217・218	情報化の推進、町ホームページの管理	
企 画 財 政 課	企 画 ・ 地 方 創 生 推 進 室 ☎内線 222・224	総合計画、重要施策の企画立案、地方創生の推進、鉄道・バスなどの公共輸送、町マスコットキャラクター管理・運営、JR酒々井駅掲示板の管理・運営、ふるさと納税、空き家バンク	中央庁舎 2階
	施 設 総 合 管 理 室 ☎内線 228～230	公有財産の総括、普通財産の管理、庁舎改修、町有施設の工事などの支援	
	広 報 広 聴 班 ☎内線 223	広報紙、町政便覧・その他広報刊行物の編集発行、行政相談、各種統計調査、町公式X・LINEの運用、デジタルサイネージの運用	
	財 政 班 ☎内線 225・227	予算・決算、財政計画、地方交付税、地方譲与税、町債、指定金融機関	
	管 財 班 ☎内線 226	庁舎・庁用自動車の管理、町バスの運行管理、入札契約	
税 務 住 民 課	住 民 税 班 ☎内線 111～113	町民税、軽自動車税、町たばこ税、国民健康保険税の賦課、125cc以下のバイクなどの標識交付	中央庁舎 1階
	資 産 税 班 ☎内線 114・115	固定資産税・都市計画税の賦課	
	収 税 班 ☎内線 116～118	町税の収納・督促・催告、納税相談、滞納処分	
	町 民 相 談 室 ☎内線 180	町への意見や要望の受付・連絡調整	
	住 民 班 ☎内線 127・128	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、埋火葬許可、マイナンバーカードの交付・更新、人口動態、パスポートの申請・交付	
く ら し 安 全 協 働 課	危 機 管 理 室 ☎内線 211・212・ 216・280	防犯、交通安全、防災、消防	分庁舎 1階
	活 動 推 進 班 ☎内線 361・363	住民公益活動、男女共同参画、地区集会所、自治会、下宿ベース、シルバー人材センターへの支援	
	機 動 班 ☎内線 361～363	公園愛護、公共施設の美化支援、各課等の活動支援	

課 名	班 名	主 な 業 務	場 所
健康福祉課	人 権 推 進 室 こども家庭センター ☎内線 136・137	人権意識の普及啓発、児童・DV相談、子ども家庭相談、人権相談、人権・同和問題の啓発・推進、人権擁護委員	中央庁舎 1階
	福 祉 班 ☎内線 133～135・138	高齢者福祉の推進、障がい者（児）福祉の推進、ひとり親福祉の推進、生活困窮者への支援、民生委員児童委員の活動支援	
	介 護 保 険 班 ☎内線 131・132・139	介護保険の認定、介護保険被保険者資格管理、介護保険の給付、介護保険料の賦課徴収、げんき館の運営管理	
	国 保 年 金 班 ☎内線 121～124	国民健康保険資格得喪・給付、後期高齢者医療の申請受付・保険料の徴収、国民年金資格得喪、給付裁定請求書受付、国民健康保険運営協議会、保健事業	
	地 域 保 健 班 ☎496-0090	母子保健、食育推進、健康相談、健康教育、保健指導、健康増進事業、歯科口腔保健	保健 センター (分庁舎2階)
	健康づくり推進班 ☎496-0090	健康づくりの推進、介護予防事業、献血、保健センターの施設管理、予防接種	
	隣 保 館 ☎496-1107	相談・啓発事業、地域交流事業、施設管理	隣保館
文化観光課	文化観光振興班 ☎496-0123	歴史文化資産の活用、しすい・ハーブガーデンの管理運営、まるごとしすいの管理運営、酒々井コミュニケーションセンターの管理運営、観光振興	中央 公民館
経済環境課	環 境 対 策 室 ☎内線 342・344	廃棄物処理事業、埋立てなどの事業許可、狂犬病予防、住宅用設備等補助、食品衛生、環境保全、雑草除去指導、合併浄化槽設置補助、墓地等経営許可	分庁舎 1階
	農 政 振 興 班 ☎内線 341・343	農業振興施策の推進、農業振興地域整備、生涯生活センター、狩猟・鳥獣保護、森林保護	
	商 工 振 興 班 ☎内線 345・346	商工業の振興、商工業団体、商工制度金融、労政、消費生活、地域の振興、企業誘致	
	コミュニティプラザ ☎496-4461	コミュニティプラザの管理運営	コミュニティ プラザ
まちづくり課	維 持 管 理 班 ☎内線 152・157～159	道路・橋りょうの維持管理、交通安全施設、赤道・青道の管理、道路の占用・使用許可、防犯街灯、駐輪場の維持管理、公園の管理・使用許可	分庁舎 1階
	計 画 整 備 班 ☎内線 153～156	都市計画、開発行為、建築確認、耐震化の促進、土地区画整理事業、屋外広告物、空き家対策、都市景観整備、道路の計画・整備、道路認定・境界確認	
上下水道課	業 務 班 ☎496-7725	上下水道財政計画、上下水道事業の運営、上下水道事業会計、上下水道料金、広域水道、下水道排水設備指定工事店	尾上 浄水場
	工 務 班 ☎496-7725	給水装置、水道指定工事店、水道施設の建設、公共下水道の計画整備、水洗化の普及促進	
会 計 室	☎内線 102～104	公金・有価証券等の出納・保管、現金・財産の記録・管理、決算の調製、千葉県収入証紙の販売	中央庁舎 1階

教育委員会

課 名	班 名	主 な 業 務	場 所
こ ども 課	庶 務 班 ☎内線 371	教育委員会議、総合教育会議、学校施設の管理・整備	西庁舎 1階
	子 育 て 支 援 班 ☎内線 372・373	児童手当、児童遊園、子ども医療費助成、子育て支援事業、放課後児童健全育成事業、認定こども園	
	子育て支援センター ☎290-9790	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援センター あいあい
	中 央 保 育 園 ☎496-1274	保育、保育料の徴収	中央保育園
	岩 橋 保 育 園 ☎496-1625	保育、保育料の徴収	岩橋保育園
学 校 教 育 課	学 校 教 育 班 ☎内線 311・312	学校の設置・廃止、学校の組織編成・学級編制、教職員の人事・服務、教育課程、児童生徒の就学・転退学、学習指導・生徒指導、通学区域、学校保健、学校安全、教育相談、適応指導教室の運営	西庁舎 2階
生 涯 学 習 課	社 会 教 育 班 ☎496-5334	生涯学習の推進、青少年教育、成人教育、社会人権教育、家庭教育、同和対策集会所の管理運営、芸術文化活動、地域学校協働活動の推進	中央 公民館
	文 化 財 班 ☎496-5334	文化財審議会、文化財の保護・管理・指定・活用、文化財施設の整備・管理、埋蔵文化財、文化財保護団体の育成、国史跡本佐倉城跡案内所	
	ス ポ ー ツ 振 興 班 ☎496-5334	社会体育の振興、各種スポーツ大会の計画・運営、体育団体の育成、体育施設の整備・管理、学校体育施設開放	
中 央 公 民 館	公 民 館 班 ☎496-5321	公民館の運営、定期講座等の開設、各種団体の支援・育成、施設・設備の維持管理	中央 公民館
学 校 給 食 セ ン タ ー	管 理 班 ☎496-1151	学校給食の栄養管理、献立の作成、衛生管理・調理指導、食育推進、施設・設備の維持管理、学校給食費の徴収	学校給食 センター
プ リ ミ エ ー ル 酒 々 井	管 理 班 ☎496-8681	文化ホールの運営、関係団体との連絡調整、施設・設備の維持管理	プリミエール 酒々井
	図 書 班 ☎496-8682	図書館の運営、図書館資料の選択・収集・受入・利用、図書館資料に関する相談・情報、図書館関係団体との連絡調整	

各事務局・委員会など

名 称	主 な 業 務	場 所
議 会 事 務 局 ☎内線 251・252	本会議、委員会、協議会、公聴会、議案、請願書、陳情書	中央庁舎 3階
農 業 委 員 会 事 務 局 ☎内線 351	農地利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消）、農地法手続き、総会、農業者年金	分庁舎 1階
選挙管理委員会（総務課内） ☎内線 214	選挙の執行、選挙事務	中央庁舎 2階
監 査 委 員（総務課内） ☎内線 214	定期監査、決算審査、出納検査、監査請求	中央庁舎 2階

いざというときのために

火災・救急の通報

くらし安全協働課危機管理室

☎内線 280・216

町は、佐倉市・八街市とともに、佐倉市八街市酒々井町消防組合を組織しています。消防本部は佐倉市にあります。町内には、酒々井消防署の常備消防と町民の皆さんによって組織された消防団（13の分団）の非常備消防があります。

■通報のしかた（☎119）

①火事です・救急です

②場所は（市町村名から）

③名前は

④電話番号は



上記4項目をできるだけ落ち着いて、はっきり通報しましょう。

また、通報場所を特定できるため、なるべく固定電話で通報してください。

※住所がはっきりしない場合は、目印になるような目標物を教えてください。

■消防署の電話

・火災の通報や救急車を呼ぶ場合 ☎119

・消防テレホンサービス ☎486-0119

近所で消防車のサイレンが聞こえたりすると、どこが火災か気になるものです。そんな時の問い合わせ先です。

・その他消防関係の問い合わせ先

酒々井消防署 ☎497-0119

消防本部 ☎481-0119

千葉県交通災害共済

くらし安全協働課危機管理室

☎内線 216・280

交通安全意識を自覚していただくとともに、交通事故に遭われた方に見舞金を送る住民相互の共済制度です。

なお、町に住民登録（住民票）のある方が対象となります。

■共済期間と会費

9月1日から翌年の8月31日までの1年間で1人につき700円です。毎年8月が加入受付月間ですが、9月1日までに加入できない場合でも、くらし安全協働課危機管理室で常時受け付けています。

この場合、共済期間は加入受け付けを行った翌日から始めて到来する8月31日までとなります。

交通事故相談

くらし安全協働課危機管理室

☎内線 216・280

交通事故には、必ず損害賠償請求の問題が生じます。ところが、誰に対して、いくらぐらい損害金を請求してよいかなど一般の方々にあまり知られていません。

県庁交通事故相談所では、交通事故にあっても何ら救済してもらえないとか、あ

るいは、わずかの金を受け取って泣き寝入りしているという人を早く正しく救済するために相談に応じえています。



県庁交通事故相談所

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1（県庁本庁舎2階）

☎223-2264

防災（避難場所）

くらし安全協働課危機管理室

☎内線 211・212・216・280

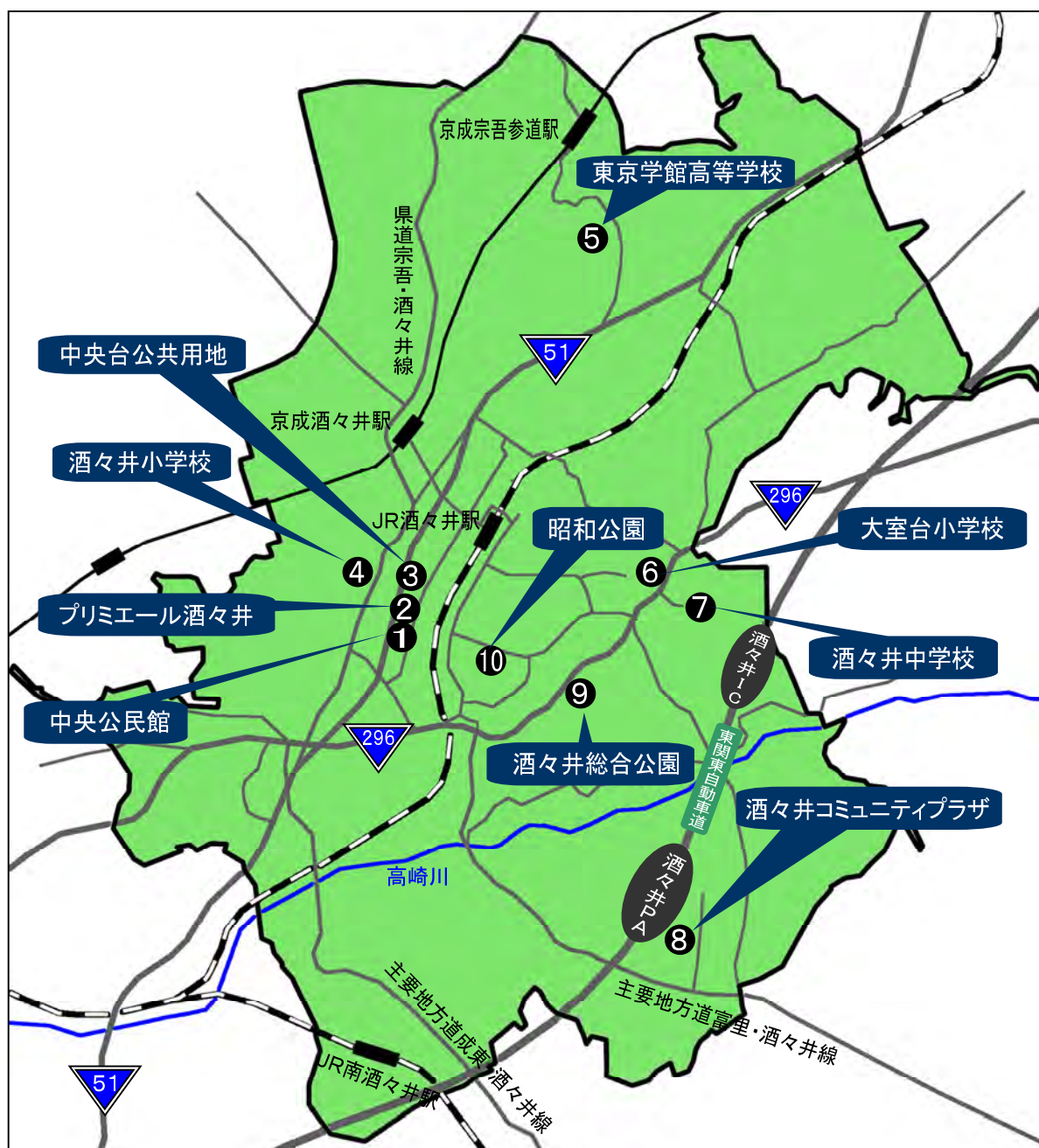
■避難場所

災害発生時に備えて地域ごとに「指定緊急避難場所」および「指定避難所」を定めています。普段から自分たちの避難場所を家族でよく確認し、いざというときに備えましょう。自動車での避難は、消火・救急活動の障害になりますので、徒歩で避難しましょう。

確認しておきましょう！あなたの地区の避難場所

地 域 名	一時避難所・場所（集会所・公園などの 一時的に避難が可能な施設・場所）	町指定緊急避難場所・避難所
下 台	下台青年館	中央公民館
酒々井	横町青年館／上宿青年館／新堀青年館／ 下宿青年館／栗ノ洲公園／上宿公園	酒々井小学校
上本佐倉	上本佐倉五良青年館／隣保館／同和対策集会所	酒々井小学校
本佐倉	猿楽場青年館／根古谷の館／隣保館／ 同和対策集会所	酒々井小学校
上本佐倉一丁目	上本佐倉一丁目コミュニティセンター／中央公園 ／南公園	酒々井小学校
成城台	成城台集会所／美空公園／しらさぎ緑地／ めじろ公園／ひばり公園	酒々井小学校
馬 橋	馬橋青年館／開運公園	コミュニティプラザ
ネオポリス	ネオポリスコミュニティセンター／ 中之尾余南公園／中之尾余北公園	コミュニティプラザ
墨	墨ふれあい館／墨スポーツ広場	コミュニティプラザ
尾 上	尾上集会所	酒々井中学校
飯 積	飯積コミュニティセンター／飯積中央公園／ 飯積西第1公園／飯積西第2公園／飯積北公園／ 飯積東公園	酒々井中学校
中 川	中川青年館	酒々井小学校
上岩橋	トヶ崎自治会館／大鷲自治会館／上郷自治会館／ 大崎自治会館／ふれあい公園／上岩橋児童遊園／ はぎやま公園	東京学館高等学校
柏 木	柏木青年館	東京学館高等学校
下岩橋	下岩橋青年館	東京学館高等学校
伊篠・篠山新田	伊篠青年館	東京学館高等学校
伊篠新田・今倉新田	伊篠新田コミュニティセンター	酒々井中学校
東酒々井一丁目	東酒々井コミュニティセンター／梅の木公園	大室台小学校
東酒々井二丁目	東酒々井コミュニティセンター／どうぶつ公園	大室台小学校
東酒々井三丁目	東酒々井コミュニティセンター／大森公園／ 記念公園／夾竹桃公園	大室台小学校
東酒々井四丁目	東酒々井コミュニティセンター／S L公園	昭和公園／酒々井中学校
東酒々井五丁目	東酒々井コミュニティセンター／くじら公園／ 柿の木公園／さるすべり公園	昭和公園／酒々井中学校
東酒々井六丁目	東酒々井アイビネオハイツ集会所／柿の木公園	昭和公園／酒々井中学校
中央台1丁目	中央台集会所／ひまわり公園	中央台公共用地／プリミエール
中央台2丁目	中央台集会所／上ヶ作緑地／小鹿公園	中央台公共用地／プリミエール
中央台県営住宅	中央台県営住宅集会所	中央台公共用地／プリミエール
中央台ハイツ	中央台ハイツ集会所	中央台公共用地／プリミエール
中央台4丁目	中央台集会所／中央台公園	中央公民館
ふじき野一丁目	ふじき野会館／うるおい公園	大室台小学校
ふじき野二丁目	ふじき野会館／やすらぎ公園	大室台小学校
ふじき野三丁目	ふじき野会館／はつらつ公園	大室台小学校

町指定緊急避難場所・避難所



施設名	所在	電話番号
①中央公民館	中央台 4-10-1	☎496-5321
②プリミエール酒々井	中央台 3-4-1	☎496-8681
③中央台公共用地	中央台 3-4-1	
④酒々井小学校	酒々井 203	☎496-1041
⑤東京学館高等学校	伊篠 21	☎496-3881
⑥大室台小学校	尾上 2-2	☎496-5281
⑦酒々井中学校	尾上 141-10	☎496-1040
⑧酒々井コミュニティプラザ	墨 1549-1	☎496-4461
⑨酒々井総合公園	墨 44	☎496-7220
⑩昭和公園	東酒々井 6-6-6	

もしもの時に備えて 日頃から用意しておきましょう

万一来て、水・食料は最低3日分、飲料水は1人1日3リットルを目安に備蓄しましょう。

必要なものは、ご家族・個人によって異なります。特に、食物アレルギーに対応した食料、医薬品など、家族の特性を考慮した備蓄が必要です。

次のリストを参考にそろえておきましょう。

非常食品	飲料水、非常食（乾パン、缶詰など）
衣類など	下着類、替えの上着、洗面用具、手袋、雨具、運動靴、寝具（毛布など）
小物道具	懐中電灯（1人1個）、ラジオ、予備の電池、ちり紙、ナイフ、生理用品、簡易トイレ、筆記用具、モバイルバッテリー
応急医薬品	ガーゼ、包帯、ばんそうこう、消毒薬、常備薬
乳幼児のいる家族	ミルク、離乳食、紙おむつ
貴重品	現金、印鑑、権利証書、預金通帳、保険証、マイナンバーカード
感染症対策品	マスク、消毒液、体温計、スリッパ



安否確認手段を 決めておきましょう

大規模災害に遭ったとき、家族や友人に無事を知らせたい、家族や友人の安否を確認したい。そんなときに利用できるのが、災害時伝言ダイヤルです。

安否確認の手段（どの手段で、どの電話番号で登録・再生するのかなど）を、家族などで決めておきましょう。

■災害用伝言ダイヤル（171）

電話機から音声の伝言を録音・再生するサービスです。

伝言を残したいとき

→ダイヤル1+7+1+1+自宅の電話番号を市外局番からダイヤルし、伝言を入れる（録音時間は、1伝言30秒以内）。

家族や親戚・友人が安否を確認したい

→ダイヤル1+7+1+2+聞きたい家の電話番号をダイヤルし、伝言を聞く。

※伝言の保存期間は2日間（48時間）。

■災害用ブロードバンド伝言板（web171）

インターネット上で、安否情報を登録・確認するサービスです。

■携帯電話・PHS版災害用伝言板サービス（携帯電話各社提供）

携帯電話で安否情報を登録・確認するサービスです。「毎月1日、15日」など、体験利用が可能な日に、試しに使って慣れておきましょう。

※詳しくは、携帯電話各社へお問い合わせください。

※災害時は、通話が集中したり通信局が被災したりするなど、電話が大変つながりにくくなります。また一方で、携帯電話のメールは比較的つながりやすいことも覚えておきましょう。

日頃から防災情報等の入手方法を確認しましょう

くらし安全協働課危機管理室 ☎内線 211・212・216・280

いつ起こるかわからない自然災害に備えて、日頃から防災情報の入手方法を確認しておきましょう。

町では災害時の避難情報などを防災行政無線での放送のほか、メールやSNSなどを活用して配信を行っています。



しすいメール配信サービス

登録はこちらから ➡



防災行政無線で放送した内容を文字情報として、事前に登録した携帯やパソコンなどにメール配信するサービスです。

【配信する主な情報】

防災情報、防犯情報、町からのお知らせなど
※火災発生情報など、一部配信できない情報もあります。



酒々井町公式LINE

友だち登録は
こちらから ➡



災害時の緊急情報のほか、行政情報、観光イベント情報など、町の最新情報を配信しています。

上のQRコードから「酒々井町」を友だち登録して町の情報をチェックしましょう。



酒々井町くらし安全協働課 X (旧ツイッター)

フォローは
こちらから ➡



防災行政無線情報、防災情報、防犯情報、交通安全情報などを配信しています。

上のQRコードから「酒々井町くらし安全協働課」をフォローして災害情報などをチェックしましょう。



Yahoo! 防災速報

ダウンロードは
こちらから ➡



(ios) (Android)

スマホ・タブレット端末などから「Yahoo! 防災速報」をダウンロードし、地域の設定を「酒々井町」にすることで、緊急地震速報、避難情報、豪雨予測などの町に関する防災情報を受信できるようになります。



防災行政無線テレホンサービス ☎0120-177-709

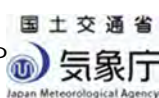
防災行政無線での放送内容を電話（フリーダイヤル）により確認できるサービスです。放送後、24 時間以内であれば何度でも確認することができます。

定時放送（7 時・12 時・17 時のメロディーチャイムや子ども見守り放送）など、サービスの対象外となる放送もあります。

その他（町などから配信される情報以外での情報の入手先です。）



気象庁HP



国土交通省
防災情報提供
センター



千葉県防災
ポータルサイト



しすいメール配信サービス登録（登録無料）

くらし安全協働課危機管理室 ☎内線 211・212・216・280

しすいメール配信サービスは、町民の皆さまの携帯やパソコンのメール機能を活用し、防災行政無線で放送した内容のほか、防災・防犯・交通安全情報や行政情報など、さまざまな情報をお知らせするサービスです。

1

空メールを送信します。

サイトにアクセスし、「空メールを送信する」から空メールを送信します。

▼PC・スマートフォンの場合



[https://plus.sugumail.com/
usr/shisui/home](https://plus.sugumail.com/usr/shisui/home)

▼メールアドレスで受け取る方はこちら。（登録解除・変更の方はこちら）

メールアドレスを登録していただくことでメールでの情報発信を受け取ることができます。登録を行う方は以下のボタンより空メールを送信してください。お申し込み後、登録完了メールが届きます。既に登録済みの方で登録内容の変更や解除を行う場合は以下のボタンより空メールを送信してください。変更・解除URLをご案内いたします。

空メールを送信する

▼フィーチャーフォン（ガラケー）



[https://m.sugumail.com/
m/shisui/home](https://m.sugumail.com/m/shisui/home)

空メールを送信する

▼共通

「空メールを送信する」ボタンをクリックすると、メールが立ち上がります。そのまま何も入力せずにメールを送信してください。

t-shisui@sg-p.jp

2

メールが届きます。

メールに記載された登録用URLをクリックし登録に進みます。

しすいメール配信サービスへ申し込みいただきまして、ありがとうございます。
登録を行う場合は、次のURLより行ってください。

※フィーチャーフォンの場合は異なるURLが表示されます。

3

利用規約を確認します。

利用規約をご確認の上、「同意する」ボタンをクリックします。

4

配信カテゴリを選択し会員登録を行います。

カテゴリを選択、登録情報を入力し、「確認画面へ」ボタンをクリックします。

登録するカテゴリにチェックを入れます。

登録情報入力

メールアドレス

XXXXX@XXXX.XX.XX

登録情報を入力・確認して[確認画面へ]ボタンをクリックします。

戻る

確認画面へ

5

入力内容を確認し、登録します。

入力内容をご確認の上、「登録」ボタンをクリックします。登録完了画面が表示されたら登録完了です。

登録完了

ご登録ありがとうございました。

登録後、登録完了メールが届きます。

登録情報変更・退会

空メールアドレス宛にメールを送信します。
返信メールから登録情報の変更などを行います。

■メールアドレス変更

メールアドレス下にある「編集」ボタンをクリックして手続きしてください。

■配信カテゴリ変更

登録情報の「編集」ボタンをクリックします。配信カテゴリ選択画面が表示されるので内容を確認しながら画面を進めて下さい。

■退会

画面右上のメニューボタンをクリックし「登録解除へ」をクリックし、次の画面で登録解除してください。

戸籍・住民登録等・証明

戸籍に関する届け出

税務住民課住民班 ☎内線 127・128

種類	いつまでに	だれが	どこに	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	次の順位で ①父または母 ②法定代理人 ③同居者 ④出産に立ち会った医師、助産師、その他の者	・所在地 ・本籍地 ・出生地 いずれかの市区町村	・届書（出生届） ・出生証明書（届書と同一の用紙で医師か助産師に記入してもらう） ・母子健康手帳 ・保険証または資格確認書等（加入者のみ） ※子の名前は常用漢字、人名漢字、平仮名、片仮名の範囲に限られています。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	次の順位で ①親族 ②同居者 ③家主、地主、家屋・土地の管理者	・死亡者の本籍地 ・死亡地 ・届出人の所在地 いずれかの市区町村	・届書（死亡届） ・死亡診断書（届書と同一の用紙で医師に記入してもらう）
婚姻届	届け出の日から法律上の効力が発生	婚姻される方	・夫か妻の本籍地 ・所在地 いずれかの市区町村	・届書（婚姻届）（届書の証人欄に成年者2人の署名が必要です。） ・保険証または資格確認書等（加入者のみ） ・窓口に来られる方の本人確認書類（15ページ参照）
離婚届	【協議離婚】 届け出の日から法律上の効力が発生	夫婦双方	・本籍地 ・所在地 いずれかの市区町村	・届書（離婚届） ・協議離婚のときは、届書の証人欄に成年者2人の署名が必要です ・調停・和解・認諾離婚のときは、調停・和解・認諾調書の謄本 ・審判・裁判離婚のときは、審判書または判決の謄本および確定証明書 ・保険証または資格確認書等（加入者のみ） ・窓口に来られる方の本人確認書類（15ページ参照）
	【裁判・和解・認諾・審判・調停離婚】 判決確定または調停成立の日から10日以内	申立人		
転籍届	届け出の日から法律上の効力が発生	筆頭者および配偶者	・転籍地 ・本籍地 ・所在地 いずれかの市区町村	・届書（転籍届）
養子縁組届	届け出の日から法律上の効力が発生	養親および養子（養子が15歳未満の場合は法定代理人）	・本籍地 ・所在地 いずれかの市区町村	・届書（養子縁組届）（届書の証人欄に成年者2人の署名が必要です。） ・保険証または資格確認書等（加入者のみ） ・未成年者を養子とする場合は、家庭裁判所の許可書謄本（養子となる者が自己または配偶者の直系卑属の場合は不要） ・窓口に来られる方の本人確認書類（15ページ参照）

住民登録（住所変更の届け出）

税務住民課住民班 ☎内線 127・128

届け出する方が本人もしくは世帯主以外の場合は、委任状（様式自由）が必要です。
※転入、転居、世帯合併等で本人が既存世帯に入る場合は既存世帯の世帯主からの委任状が必要になります。

種 類	いつまでに	だれが	ど こ へ	必要なもの
転 入 届 (他の市町村から転入してきたとき)	転入した日から 14 日以内	本人 または 世帯主	税務住民課 住民班	・前住所地で発行された転出証明書 ・窓口に来られる方の本人確認書類（下記参照） ・外国人の方は転入者全員の在留カード ・マイナンバーカード、または住民基本台帳カード（所有者のみ）
転 居 届 (町内で住所を変えたとき)	転居した日から 14 日以内			・窓口に来られる方の本人確認書類（下記参照） ・保険証または資格確認書等（加入者のみ） ・介護保険証（加入者のみ） ・子ども医療費助成受給券 ・マイナンバーカード、または住民基本台帳カード（所有者のみ）
転 出 届 (他の市町村に転出するとき)	転出する日まで			・窓口に来られる方の本人確認書類（下記参照） ・保険証または資格確認書等（加入者のみ） ・介護保険証（加入者のみ） ・印鑑登録証（登録者のみ） ・子ども医療費助成受給券
世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	変更した日から 14 日以内			・窓口に来られる方の本人確認書類（下記参照） ・保険証または資格確認書等（加入者のみ。世帯合併のときは両方の保険証）

■本人確認書類

① 1 点で確認できる書類（官公署発行の顔写真付きのもの）

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード（顔写真付きのもの）、身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降交付されたもの）、在留カード、特別永住者証明書、その他官公署が発行した顔写真付き免許証・許可証・資格証明書など

② 2 点で確認できる書類（A + A または A + B ※B + B は不可）

A…各種健康保険資格確認証等、介護保険被保険者証、年金手帳・証書、子ども医療費助成受給券、生活保護受給者証など

B…学生証（顔写真付きのもの）、会社の身分証明書（顔写真付きのもの）、病院の診察券、銀行の通帳・キャッシュカード、クレジットカードなど

主な証明書と手数料

税務住民課住民班 ☎内線 127・128

各種証明書の申請時に本人確認を行っています。窓口に来られる方の本人確認書類（15 ページ参照）を持参し、申請書に必要事項を記入して申請してください。正当な理由なしに他人の戸籍謄・抄本や住民票などは請求できません。代理人申請や第三者請求の場合は必要書類が異なる場合がありますので、お問い合わせください。

住民票を請求するときは、本籍地や続柄の記載が必要かどうか提出先によく確かめましょう。

印鑑登録証明書が必要なときは、必ず印鑑登録証（カード）を持参してください。

<主な証明書と手数料>

証明の種類	手 数 料
戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）	450 円
戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）	450 円
除籍謄・抄本	750 円
改製原戸籍謄・抄本	750 円
住民票	300 円
戸籍の附票	300 円
身分証明書	300 円
印鑑登録証明書	300 円
受理証明書	350 円
転出証明書	無料

※その他の証明書の手数料については、税務住民課住民班までお問い合わせください。

印 鑑 登 録

税務住民課住民班 ☎内線 127・128

印鑑登録は町内に居住し、住民登録（住民票）のある方が可能です。ただし、15 歳未満の方および意思能力を有しない方は、印鑑登録できません。

■印鑑登録の方法

本人が申請する場合（本人確認書類がある場合）

登録する印鑑と官公署発行の顔写真付き本人確認書類（15 ページ参照）を持参して申請してください。

即時登録することができます。

本人が申請する場合（保証人による登録）

町で印鑑登録をしている方が保証人となることで、即時登録することができます。

保証人は、印鑑登録証（カード）と登録している印鑑を持参し、印鑑登録するご本人と一緒に来庁してください。

本人が申請する場合（本人確認書類がない場合）または代理人が申請する場合

本人確認書類がない本人申請や、代理人による申請（代理人選任届、委任状が必要）では即時登録できません。

この場合は、登録申請される本人に町から照会書を郵送します。この照会書に対する回答書と登録する印鑑を持って来庁したときに登録できます。

■登録できない印鑑

- ・住民基本台帳（住民票）に記録されている、氏名、氏、名もしくは通称または氏名もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの
- ・職業、資格、その他氏名または通称以外の事項を表しているもの
- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印形の大きさが一片の長さが 8 mm の正方形に収まるもの、または一片の長さが 25mm の正方形に収まらないもの
- ・印影が不鮮明なもの、または文字の判読が困難なもの
- ・その他登録印鑑として不適当と認められるもの

■注意事項

登録印鑑は、「本人であることの証明」を示す大切なものですから、簡単に手に入るハンコ（通称三文判）は事故を防ぐためにも避けていただきます。

氏名の彫刻が欠損していたり、輪郭（外周、ふち）が著しく欠けていたりする印鑑は、登録印鑑として好ましくありません。新規登録申請などに際してあらかじめ新しい印鑑をご用意ください。

■印鑑登録証明書の交付

印鑑登録証（カード）を持参して申請してください。代理人に依頼して申請する場合、登録者の住所、氏名、生年月日を記入できないと、交付はできません。

マイナンバーカード

税務住民課住民班 ☎内線 127・128

マイナンバーカードとは、マイナンバーを証明するもので、本人確認の際の公的な本人確認書類として利用できるほか、マイナンバーカードを使った行政サービスを受けることができる IC カードのことです。IC チップには、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」という、行政手続きのオンライン申請などの公的個人認証サービスによる 2 つの電子証明書が搭載されます。

■マイナンバーカードの有効期限

〈日本人の有効期限〉

18 歳以上	カード発行から 10 回目の誕生日まで
18 歳未満	カード発行から 5 回目の誕生日まで

※令和 4 年 3 月 31 日以前に申請された未成年（20 歳未満）の方のマイナンバーカードの有効期限については、カード発行から 5 回目の誕生日までとなります。

〈外国人の有効期限〉

永住者、高度専門職第 2 号および特別永住者	日本人の場合と同様
永住者、高度専門職第 2 号以外の中長期在留者	カード発行日から在留期間の満了の日まで
一時庇護許可者または仮滞在者	カード発行日から上陸期間または仮滞在期間を経過する日まで
出生による経過滞在外者または国籍喪失による経過滞在外者	カード発行日から出生した日または日本の国籍を失った日から 60 日を経過する日まで

※有効期限満了日が近づくと、対象者（一部外国人住民を除く）に通知書が送付されます。有効期限満了日の 3 カ月前より更新手続きが可能です。

■マイナンバーカードの記載事項に変更があった場合

引越しや婚姻などでマイナンバーカードの記載事項が変更となった場合は、変更のあった日から 14 日以内に窓口にてお手続きください。

■マイナンバーカードの紛失（焼失）・盗難時

マイナンバーカードを無くした場合、直ちに以下の電話番号（365 日 24 時間対応）に連絡し、マイナンバーカードの一時停止を行ってください。

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-017
- ・個人番号カードコールセンター（有料）☎0570-783-578

※一時停止後にカードが見つかった場合には、役場窓口で一時停止解除の手続きが必要です。

注意事項

マイナンバーカードを紛失（焼失）し、または著しく損傷し、カードを再発行する場合には、以下のものがが必要です。

- ・紛失：警察署の紛失届の受理番号
- ・焼失：消防署から出される罹災証明
- ・著しく損傷：損傷したマイナンバーカード

なお、再発行の際には手数料 800 円がかかり、電子証明書を搭載する場合は別途 200 円が必要です。

■電子証明書の利用

署名用電子証明書は、e-Tax での確定申告など電子文書を送信する際に使用できます。暗証番号は 6 桁～16 桁の半角英数字（英字は大文字のみ）です。

利用者証明用電子証明書は、マイナポータル利用時など、本人であることを証明する際にその手段として使用できます。暗証番号は 4 桁の数字です。

暗証番号について

暗証番号を連続して間違えると署名用電子証明書は 5 回、利用者証明用電子証明書は 3 回で利用できなくなります。解除は役場窓口へお申し出ください。

有効期限と更新について

電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から 5 回目の誕生日までとなります。

ただし、電子証明書の有効期限がマイナンバーカードの残りの有効期限より長くなる場合は、カードの有効期限満了日までとなります。

※電子証明書は有効期限満了日の 3 カ月前より更新手続きが可能です。

住民票等コンビニ交付サービス

税務住民課住民班 ☎内線 127・128

コンビニ交付サービスとは、役場窓口に来なくてもキオスク端末（マルチコピー機）が設置されているコンビニなどで、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書を取得できるサービスです。

■取得できる証明書

住民票の写し・印鑑登録証明書

■手数料

1通 300 円（窓口交付の手数料と同額です。）

■ご利用可能時間

6時30分～23時（12月29日～1月3日およびメンテナンス日を除く。また、各店舗の営業時間内に限ります。）

■サービスが利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど。

その他ご利用可能な店舗については地方公共団体情報システム機構ホームページ内の利用できる店舗情報をご覧ください。

■住民票の写し

町に住民登録が（住民票）がある方で本人および同一世帯員の住民票に限ります。

※次の住民票の写しなどは発行できません。

- ・死亡した方の除票
- ・転出の届出をされた方の住民票の写しや転出後の除票（同一世帯の中に転出の届出を出された方がいる場合、発行できません。転出予定日が経過すると発行できるようになります。）
- ・個人番号（マイナンバー）、住民票コード記載の住民票
- ・氏名や住所等の異動履歴の記載された住民票
- ・発行制限の申出をしている方の住民票
- ・住民票記載事項証明書
- ・住所証明書

■印鑑登録証明書

町で印鑑登録をしている方に限ります。印鑑登録証（カード）ではコンビニ交付サービスは利用できません。

役場窓口で印鑑登録証明書を取得する際には従来通り、印鑑登録証（カード）が必要となりますので、破棄しないようお願いします。

■その他利用に関する注意点

- ・コンビニ交付サービスを利用するためには利用者証明用電子証明書（4桁の暗証番号）を搭載したマイナンバーカードが必要です。ただし、暗証番号の入力を3回連続で間違えるとロックがかかり、コンビニ交付サービスがご利用できなくなります。その際は役場窓口で暗証番号の再設定が必要となります。
- ・マイナンバーカードの交付を受けた当日、電子証明書の更新手続きの当日、および他の市町村で作成したマイナンバーカードの継続利用手続きを行った当日は利用できません。
- ・マイナンバー通知カード（紙製のカード）、住民基本台帳カード、印鑑登録証（カード）ではコンビニ交付サービスは利用できません。
- ・証明書は偽造・改ざん防止処理を施して印刷しています。2枚以上にわたる証明書の場合、つづられずに交付されます。ひとつづりで有効な証明書となりますので、お取り忘れのないようご注意ください。
- ・印刷不良の場合を除き、発行した証明書の交換や発行手数料の返金はできません。
- ・次の方のマイナンバーカードを利用しての証明書は発行できません。
- ・死亡した方
- ・転出の届出をされた方（同一世帯の中に転出の届出を出された方がいる場合、発行できません。転出予定日が経過すると発行できるようになります。）
- ・戸籍の届出を出して間もない方
- ・発行制限の申出をした方
- ・氏名などの桁数が多く各証明書に記載できる範囲を超える方

戸籍謄本・抄本等の郵便請求

税務住民課住民班 ☎内線 127・128

戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄・抄本）などを郵便で請求することができます。

■必要なもの

請求書

様式は町ホームページよりダウンロードできます。

手数料

郵便局で必要な通数分の「定額小為替」を購入し、無記名の状態でお送りください。

※手数料については 21 ページ参照

返信用封筒

請求者の住所、氏名を記入し、切手を貼ったもの。
※申請通数が多い場合や速達は、切手の料金を考慮してください。

本人確認種類（コピー）

本人確認書類（15 ページ参照）のコピーを同封してください。

■請求書の書き方

お持ちの便せんなどをご利用される場合は以下の事項をご記入ください。

- ・請求者の住所、氏名、生年月日、日中連絡の取れる電話番号
- ・必要な戸籍の本籍、筆頭者、抄本の場合は必要の方の氏名
- ・戸籍に記載されている方との関係
- ・必要な証明書と通数（例：戸籍謄本を 1 通）
- ・請求理由（第三者が請求する場合は提出先などを詳細に記入してください。）

■送付先

〒285-8510 酒々井町中央台 4-11 酒々井町役場
税務住民課住民班

住民票の郵便請求

税務住民課住民班 ☎内線 127・128

住民票謄・抄本などを郵便で請求することができます。

■必要なもの

請求書

様式は町ホームページよりダウンロードできます。

手数料

郵便局で必要な通数分の「定額小為替」を購入し、無記名の状態でお送りください。

※手数料については 21 ページ参照

返信用封筒

請求者の住所、氏名を記入し、切手を貼ったもの。
※申請通数が多い場合や速達は、切手の料金を考慮してください。

本人確認種類（コピー）

本人確認書類（15 ページ参照）のコピーを同封してください。

■関係確認資料

相続手続や訴訟手続などについて、法令に基づく必要書類として請求する際は、請求者と請求対象者との関係が確認できる資料（例：親子関係を確認するための申請者の戸籍謄本など）が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

■請求書の書き方

お持ちの便せんなどをご利用される場合は以下の事項をご記入ください。

- ・請求者の住所、氏名、生年月日、日中連絡の取れる電話番号
- ・必要な住民票の住所、世帯主、抄本の場合は必要の方の氏名
- ・本籍および続柄の記載の有無
- ・必要な証明書と通数（例：住民票謄本を 1 通）
- ・請求理由（第三者が請求する場合は提出先などを詳細に記入してください。）

■送付先

〒285-8510 酒々井町中央台 4-11 酒々井町役場
税務住民課住民班

電話予約による住民票の休日交付

税務住民課住民班 ☎内線 127・128

業務時間中においてになることが困難な方のために、事前に電話で予約をいただいた方の住民票を、土・日・祝休日および年末年始（12月29日～1月3日）に交付するサービスを行っています。

■予約・受取方法

予約できる方

町に住民登録（住民票）のある方

受け取れる住民票

予約した本人のもの、予約した本人を含む世帯一部のものまたは世帯全員のもの

予約方法 税務住民課住民班に電話で予約

予約時間 平日8時30分～17時

受取日時 土・日・祝休日および年末年始（12月29日～1月3日）9時～16時

受取場所 役場中央庁舎1階日直室

受け取りの際に必要なもの

予約した本人または同一世帯の方の本人確認書類（15ページ参照）と必要通数分の手数料（1通300円）

※手数料は、お釣りの出ないようにご準備ください。

■休日窓口開庁

開庁日時 毎月最終日曜日 8時30分～12時

（日時が変わる場合もありますので、広報紙やホームページなどでご確認ください。）

手続きできること

- ・住民票・戸籍・印鑑登録証明書などの交付
- ・マイナンバーカードの交付・更新
- ・印鑑登録
- ・戸籍届出書の受領

※転入・転出等住民登録情報の異動に関する手続きおよび戸籍の広域交付の受け付けはできません。

戸籍の広域交付

税務住民課住民班 ☎内線 127・128

本籍地が遠くにある方でもお近くの市区町村の窓口で戸籍を取得できます。

■受付日時

平日9時～16時

■必要なもの

官公署発行の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

■請求できる戸籍の種類

電算化された戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本

■注意事項

- ・郵送や代理人による取得はできません。
- ・複数の戸籍や電算化前の改製原戸籍、除籍は申請日から6日目（土日祝日除く）以降の交付となります。

パスポート(旅券)の申請・交付

税務住民課住民班 ☎内線 127・128

■対象となる手続き

新規申請：初めてパスポートを取得する場合や前回取得したパスポートの有効期限が過ぎてしまった場合

切替申請：有効期間が1年未満となった場合、査証欄に余白が無くなった場合、パスポートが損傷した場合など

記載事項変更：氏名・本籍地(都道府県)・性別・生年月日に変更があった場合(新規パスポートへの切替申請もできます。)

紛失・盗難・焼失：パスポートを無くしてしまった場合など

注意事項

- ・紛失・盗難・焼失届け出は本人申請(代理申請不可)となります。
- ・有効期間内に切り替え申請する場合は、パスポートの残存期間は切り捨てられ、現在のパスポートは失効となり、旅券番号も変わります。有効中のビザをお持ちの方や切り替え前の旅券番号で旅行会社などの手続きをされている方はご注意ください。
- ・現在お持ちのパスポートについては、申請時に一度お預かりし、新しいパスポートの交付時に失効処理(穴あけ)をしてお返しします。

■受付時間

月～金曜日 9時～16時30分 (土・日・祝休日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

■必要書類

申請に必要な書類については手続きごとに異なります。申請書の記入方法や申請に必要な書類については千葉県ホームページや窓口で配布している「旅券(パスポート)申請のご案内」で必ず確認してください。

※各種申請書は窓口で配布しています(外務省ホームページからダウンロードすることもできます)。

■申請から受け取りまでの日数

新規、切替、記載事項変更申請：申請日から11日
注意事項

- ・千葉県旅券事務所での申請では受け取りまでの日数が短縮されます。
- ・受け取りまでの日数は土・日・祝休日および年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。
- ・受け取りの際には、申請時にお渡しする旅券引換書(千葉県収入証紙・収入印紙を貼ったもの)を持参し必ずご本人がお越しください。
- ・役場旅券窓口で申請した場合は、他の旅券窓口で受け取ることはできません。
- ・パスポートの受け取りは年齢に関わらず本人でなければ受け取ることはできません。
- ・パスポートを申請後6カ月以内に受け取らない場合は失効します。(次回申請時交付手数料が6,000円上乗せとなります。)

■手数料(窓口申請)

区分	収入印紙	千葉県収入証紙	合計
新規10年旅券(18歳以上)	14,000円	2,300円	16,300円
新規5年旅券(12歳以上)	9,000円	2,300円	11,300円
新規5年旅券(12歳未満)	4,000円	2,300円	6,300円
残存有効期間同一旅券	4,000円	2,300円	6,300円
前回未交付失効(上記の金額に上乗せ)	4,000円	2,000円	6,000円

※酒々井町役場を受取窓口とするオンライン申請に対応していません。

※千葉県収入証紙は役場会計室で販売しています。

※収入印紙は役場内で販売していません。あらかじめ郵便局でご購入ください。

※年齢計算に関する法律により年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。12歳未満の手数料は、12歳の誕生日の前々日までに申請を行った方に対し減額されます。

子育て・教育

児童手当

こども課子育て支援班 ☎内線 372・373

0歳から高校生年代（18歳になった後の最初の3月31日）までの子どもを養育している方に支給される手当です。

児童の年齢	手当の額（1人/月額）	
0～3歳未満	第1・2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～18歳	第1・2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

児童扶養手当

健康福祉課福祉班 ☎内線 134

ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない子どもを養育する家庭の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当を受けるには健康福祉課に申請が必要です。

監護する児童の数や所得額によって、支給の可否および手当額は異なります。

ひとり親家庭等の医療費の助成

健康福祉課福祉班 ☎内線 134

年度末で18歳以下（心身に基準以上の障がいがある場合は20歳未満まで）の子どもを育てている母子家庭の母、父子家庭の父、父母に代わって子どもを養育している方およびその子どもが保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します。ただし、所得制限があります。

子ども医療費助成

こども課子育て支援班 ☎内線 372・373

健康保険に加入している0歳から高校3年生などまでの子どもの医療費（保険適用分）を助成します。

助成を受けるには、こども課に申請し受給券の交付を受ける必要があります。

■助成方法

県内の契約医療機関の窓口で保険証と受給券を提示すれば、通院1回につき200円、入院1日につき200円、調剤は無料（世帯の市町村民税が非課税または均等割のみ課税の場合は、自己負担なし）で治療を受けることができます。

受給券を提示しなかった場合や県外の医療機関で受診した場合などは、こども課に医療内容の明細のある領収書などを添えて申請することにより助成が受けられます。なお、申請期限は医療費を支払った翌日から2年以内です。

幼児教育・保育無償化

こども課子育て支援班 ☎内線 372・373

3歳（幼稚園は満3歳）から5歳児の就学前のお子様が利用する保育園、幼稚園、認定こども園の保育料などの無償化に伴い、教育・保育給付認定または施設等利用認定を行います。



保 育 園

こども課子育て支援班 ☎内線 372・373

保育園は、仕事や病気などの事情で、日中に子どもの保育ができない保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。

なお、保育料は、子どもの父母などの市町村民税額等（所得割額）により決定します。

■町立保育園

保育園名	中央保育園	岩橋保育園
定 員	60 人	120 人
年 齢	1 歳 6 カ月 ～就学前	6 カ月 ～就学前
住 所	酒々井 121	上岩橋 1151
電話番号	☎496－1274	☎496－1625

保育時間など

曜日		月～金曜日	土曜日
時 間 保 育	標準 時間	7 時～18 時	
	短時間	8 時 30 分～16 時 30 分	
保 育 時 間 外	標準 時間	岩橋 18 時～20 時 中央 18 時～19 時	
	短時間	7 時～8 時 30 分 16 時 30 分～18 時	

■私立認定こども園

園 名	昭苑こども園
定 員	173 人(教育認定含む)
年 齢	6 カ月～就学前
住 所	東酒々井 1－1－105
電話番号	☎496－3238

保育時間など

曜日		月～金曜日	土曜日
時 間 保 育	標準 時間	7 時 30 分 ～18 時 30 分	7 時 ～17 時
	短時間	8 時 30 分～16 時 30 分	
保 育 時 間 外	標準 時間	7 時～7 時 30 分 18 時 30 分～19 時	
	短時間	7 時～8 時 30 分 16 時 30 分～19 時	7 時～ 8 時 30 分

一 時 保 育

岩 橋 保 育 園 ☎481－7021

中 央 保 育 園 ☎496－1274

昭苑こども園 ☎496－3238

町立保育園、昭苑こども園で一時保育を実施しています。利用できる方は町在住の家庭で生後 6 カ月以上（中央保育園は 1 歳 6 カ月以上）から就学前の健康な子どもがいる家庭となります。

利用時間は平日の 8 時 30 分～16 時 30 分です。申し込みについては、各保育園にお問い合わせください。

利用理由など	利用限度
週 2～3 日働いているため、家庭における保育が困難な場合	週 3 日 (月 14 日) まで 利用可
職業訓練・各種学校に通学しているため、家庭における保育が困難な場合	
ケガや病気などで病院へかかるため、緊急一時的に保育が必要な場合	月 14 日 まで 利用可
出産で入院するため、上の子の保育が必要な場合	
親族の急な入院で看護や介護をするため、一時的に保育が必要な場合	
冠婚葬祭のため一時的に保育が必要な場合	月 4 日ま で利用可
育児などの精神的・肉体的な負担の解消のため	

利用料金

年 齢	1 日	半 日
3 歳未満児	2,400 円	1,200 円
3 歳以上児	1,200 円	600 円

園庭開放

岩橋保育園 ☎481-7021

中央保育園 ☎496-1274

町立保育園の園庭で、親子で遊べます。

保育園名	開放日	開放時間
中央保育園	第1・3水曜日	9時～11時
岩橋保育園	第2・4水曜日	9時～11時
昭苑 こども園	第1金曜日	こどもこそだて だより等をご 覧ください

利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）

子育て支援センター あいあい ☎290-9790

子育て支援センター あいあいに子育てコンシェルジュを配置し、保育施設や子育てに関する情報提供、妊娠中や子育ての困りごとのご相談、他の施設や機関への連絡、調整などを実施します。お子さんと遊びながら、気軽にお話してください。

ファミリー・サポート・センター事業

しすいまちファミリー・サポート・センター

（子育て支援センター あいあい内）

☎290-9791

子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）とお手伝いをしたい方（協力会員）が会員となり、お子さんのお預かりや送迎などを有償で行う地域のサポートシステムです。

利用会員になるためには、入会登録する必要があります。協力会員または両方会員（協力会員、利用会員の両方を兼ねる方）になるためには、入会登録し、基礎研修を受ける必要があります。

利用会員の対象 生後6カ月から小学校6年生までのお子さんのいる方。

地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター あいあい ☎290-9790

しょうえん こどもこそだてルーム（昭苑こども園内）☎090-3905-7451

子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供することにより、子育てにかかわる不安感等の緩和を図るとともに子育てに関する相談や情報提供を行う施設を町内2カ所に開設しています。

場所	開所日時
子育て支援センター あいあい	月～土曜日 9時～16時
しょうえんこども こそだてルーム	月～金曜日 ①9時～12時 ②13時～15時

（いずれも祝休日を除く）



小・中学校への入学

学校教育課学校教育班 ☎内線 312

該当者の家庭へ1月下旬に「入学通知書」を送付します。保護者は記載事項を確認のうえ、入学式当日に学校へ持参してください。

なお、通知が届かない場合は、学校教育課へお問い合わせください。

■就学時の健康診断

毎年9月に翌年の4月に小学校へ入学するお子さんがいる家庭に「就学時健康診断通知書」を送付します。通知書で指定された期日に指定された学校へお子さんと一緒にお越しください。



小・中学校の転校

学校教育課学校教育班 ☎内線 312

■転入学

税務住民課で転入手続きを済ませてから、学校教育課へ異動届の写しと在学していた学校からの関係書類（在学証明書、教科書給与証明書など）を持参してください。

■転出学

税務住民課で転出手続きを済ませてから、学校教育課へ異動届の写しを持参してください。転出学通知書を発行します。

放課後児童クラブ

こども課子育て支援班 ☎内線 372・373

保護者が仕事や病気などで昼間家庭にいない児童をお預かりします。

施設名	住 所	電話番号
昭苑学童クラブ	東酒々井1-1-101 (昭苑こども園内)	☎496-3238
BEAR★BEE	中央台2-19-19	☎497-2926
大室台小学校児童クラブ(大ちゃん学童クラブ)	尾上2-2 (大室台小学校内)	☎496-0931
酒々井小学校児童クラブ(しすいっ子クラブ)	酒々井203 (酒々井小学校内)	☎496-2881

教育費の援助など

学校教育課学校教育班 ☎内線 312

■要保護・準要保護援助費

経済的理由で、子どもに義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学用品代や給食費などを援助します。

■特別支援教育就学奨励費補助金

町立の小・中学校の特別支援学級に通っている子どもの就学に関して、保護者の経済的負担を軽減するため、所得状況により、必要な経費の一部を補助します。



教育や子どもに関する相談

名 称	内 容	申し込み・問い合わせ
就 学 相 談	心身、ことば、知能の発達などで就学に不安のある子どもに関する相談を随時受け付けています。相談を希望される方は、事前に学校教育課にご連絡ください。	学校教育課学校教育班 ☎内線 311
教 育 相 談	学校教育における諸問題について、学校適応専門相談員が相談に応じます。相談を希望される方は、事前に学校教育課にご連絡ください。	学校教育課学校教育班 ☎内線 311
家庭教育相談	家庭で子どもを育てるうえでの諸問題について、家庭教育指導員が相談に応じます。相談を希望される方は、事前に生涯学習課にご連絡ください。	生涯学習課社会教育班 ☎496-5334
子 ども 相 談	児童虐待をはじめとする 18 歳未満の子どもに関するあらゆる問題や不安、悩み、困り事の相談に応じます。 毎月第 3 金曜日（13 時 30 分～15 時）に家庭相談員や主任児童委員による相談を行っています。	健康福祉課人権推進室 こども家庭センター ☎内線 136・137
子育て電話相談	子育てに関する相談を電話で受け付けています。 ・子育て支援センターあいあい 毎週月曜日（祝休日を除く） 9 時～16 時 ※子育てコンシェルジュによる相談等を行っています。 ・岩橋保育園、中央保育園 月～金曜日（祝休日を除く） 9 時～17 時 ※岩橋保育園は月曜日に栄養相談もを行っています。	子育て支援センターあいあい ☎290-9790 岩橋保育園☎ 481-7021 中央保育園☎ 496-1274

健康・医療

母と子の健康

■町が提供しているサービス

名 称	内 容	問い合わせ
母子健康手帳	妊娠したら、保健センターで母子健康手帳の交付をします。マイナンバーが確認できる書類をお持ちください。手帳交付時に保健師が面接し、安心して出産・育児ができるようケアプランの作成をします。	保健センター ☎496-0090
新生児訪問指導	赤ちゃんの生まれた家庭に保健師などが訪問し、赤ちゃんの身体測定や保護者の育児相談を行います。	
妊婦・乳児の一般健康診査	妊婦は妊娠中に14回、乳児は生後3か月～6か月に1回、9か月～11か月に1回、健康診査が受けられます。受診券は、母子健康手帳と一緒に交付します。県内の医療機関で受診してください。	
妊婦のための支援給付金	安心して妊娠・出産を迎えられるように、相談支援と合わせて給付金を支給します。	
新生児聴覚スクリーニング検査	生後50日以内の赤ちゃんは、聴覚スクリーニング検査を受けられます。受診券は、母子健康手帳と一緒に交付します。	
産婦健康診査	おおむね出産後2週間および1か月後の母親は各1回ずつ健康診査を受けられます。受診票などは母子健康手帳と一緒に交付します。	
1か月児健康診査	生後56日未満の赤ちゃんは健康診査を1人1回受けられます。受診票などは母子健康手帳と一緒に交付します。	
マタニティ・ママパクラス	妊娠した方を対象に、妊娠中の健康管理と出産、赤ちゃんの育て方について学ぶ教室です。年3回実施しています。	
乳児相談	乳児（4か月児・10か月児）の発育の観察・保育・離乳・しつけなどについて相談を行っています。個別通知でお知らせします。	
1歳6か月児・3歳児健康診査	よりよい成長発育を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図るため、医師、歯科医師による健康診査、保健師、栄養士、歯科衛生士による個別相談を行います。	
親子相談	1歳6か月児健診・3歳児健診などで発達など、気がかりのある乳幼児を対象に相談員が相談にあたります。	
遊びの教室「どんぐり」	運動・精神心理発達面などにおいて気がかりのある幼児と保護者を対象に親子遊びなどを通して支援を行います。	
ことばの教室「プラム」	ことばの遅れや発音など気がかりのある幼児（主に5・6歳児）と保護者の方を対象に相談と指導を行います。	
2歳児歯科健康診査	健康な歯を守るために、歯科医師による歯科検診、歯みがき指導、フッ化物塗布を行います。保護者の育児不安の軽減を図るため、保健師、栄養士、歯科衛生士による個別相談を行います。	
産後ケア事業	母の産後の回復や、安心して育児できるよう訪問や宿泊による支援を行います。	
不育症治療費助成	不育症治療を受けているご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。	
ママ・パパ歯科検診	妊婦とその配偶者を対象に、産まれてくる赤ちゃんの口の健康づくりのために母子健康手帳と一緒に受診券を交付します。町内の委託医療機関で1人1回歯科検診が受けられます。	
妊婦乳児支援タクシー	妊婦・乳児（1歳までのお子さんと母親）に、健診などでタクシーを利用する際に料金の一部を助成するタクシー利用券を交付します。	
未熟児養育医療	身体発育が未熟なまま出生した子どもであって、医師が入院養育を必要と認めた子どもに入院費の一部を助成します。	こども課 ☎内線 372・373

■町以外が提供しているサービス

名 称	内 容	問い合わせ
小児慢性特定疾病 医療費助成制度	子どもの慢性疾患について医療費の一部を収入に応じて公費により助成する制度です。	印旛保健所 (印旛健康福祉センター) ☎ 483-1133
特定医療費(指定 難病)助成制度	原因が不明で治療方法が確立していない、指定難病について、患者の自己負担医療費の一部を公費負担し軽減を図る制度です。	
特定不妊治療費助 成事業	特定不妊治療(体外受精、顕微授精)を行う方を対象に治療費の一部を助成する制度です。	

■子どもの予防接種

種 類	標準的な 接種年齢(月齢)	接種を受けられ る対象年齢	接種回数など
ロタ	初回接種は生後2 カ月～出生14週6 日後の間	生後6週～生後 24週もしくは生 後32週までの間	2回もしくは3回 ※ワクチンの種類により対象年齢、接種回 数が異なります。
B型肝炎	生後2カ月～9カ月	1歳未満	3回
小児用肺炎球菌	接種開始が、生後 2カ月～7カ月に なる前まで	生後2カ月以上 5歳未満	接種開始が2カ月～6カ月:初回3回追加 1回 接種開始が7カ月～12カ月未満:初回2回 追加1回 接種開始が1歳～2歳未満:2回 接種開始が2歳～5歳未満:1回
百日せきジフテリア破傷 風ポリオヒブ混合 (5種混合)	生後2カ月～12カ 月	生後2カ月以上 7歳6カ月未満	初回3回(20日から56日間隔) 追加1回(3回目から1年～1年半後)
BCG(結核)	生後5カ月～8カ月	1歳未満	1回
麻しん 風しん混合	第1期 生後12カ月以上 24カ月未満	標準的な接種年 齢と同じ	1回
	第2期 小学校就学前の1 年間(4月1日～ 3月31日)		1回
水痘	初回:生後12カ月 ～15カ月 追加:初回から6 ～12カ月後	生後12カ月以上 36カ月未満	2回
日本脳炎	第1期 初回:3歳 追加:4歳	生後6カ月以上 7歳6カ月未満	初回2回(6日～28日間隔) 追加1回(2回目～1年後)
	第2期 小学4年生 (第1期を終了し ている方)	9歳以上 13歳未満	1回
	特例 平成7年4月2日～平成19年4月 1日生まれ		1期および2期の未接種分を20歳未満ま で接種できます。
子宮頸がん	中学1年生の女性	小学6年生～高 校1年生の女性	2回もしくは3回 ※ワクチンの種類および接種開始年齢によ り接種回数が異なります。

■検診・健康相談など

名 称	対 象 者	内 容
結核検診	65 歳以上	胸部エックス線デジタル撮影で肺結核、肺がん、呼吸器疾患などの検査を実施します。
肺がん検診	40 歳以上	胸部エックス線デジタル撮影で肺がん、呼吸器疾患などの検査を実施します。
大腸がん検診	40 歳以上	便の潜血反応検査（2 日法）を実施します。
胃がん検診	40 歳以上	問診および胃部エックス線検査を実施します。
子宮頸がん検診	20 歳以上の女性（奇数歳）	問診および子宮頸部の細胞診の検査を実施します。
乳がん検診	30～39 歳の女性 40 代偶数歳の女性	問診および乳房エコー検査を実施します。
	40 代奇数歳の女性 50 歳以上の女性	問診および乳房エックス線検査を実施します。
骨粗しょう症予防 検診	30、35、40、45、50、55、 60、65、70 歳の女性	問診および骨量測定を実施します。
成人歯科検診	40 歳以上の方	問診およびむし歯・歯周組織検査を委託歯科医療機関で受けられます。
健康手帳		各種検診結果や医療機関の受診状況が記録でき、自分自身の健康管理に役立つ手帳を発行します。
健康教室		糖尿病予防教室、ヘルスアップセミナーなどの教室を行います。
健康相談・ 歯科健康相談		保健センターで健康に関する個別の相談を行います。
アピアランスケア 助成事業		令和 6 年 4 月 1 日以降に医療的な目的で購入した、ウィッグ、乳房補整具、エピテーゼの購入費用の全部または一部を助成します。
骨髄等移植ドナー 支援事業	ドナー（骨髄・末梢血管細胞提供者）、ドナーが勤務する事業所	骨髄等移植の推進およびドナーの増加・支援のため、ドナーおよびドナーが勤務する事業所に対して、通院・入院に要した日数に応じ助成を行います。
健幸ポイント事業	20 歳以上の方	健康福祉課で実施する健診・検診や健康づくり教室、生涯学習課で実施する健康づくりのための事業などに参加した方に対しポイントを付与し、特典を贈呈します。
高齢者インフルエンザ 予防接種	65 歳以上の方	委託医療機関で予防接種を受けることができます。 （一部自己負担あり）
高齢者肺炎球菌	65 歳の方	
新型コロナウイルス 予防接種	65 歳以上の方	
带状疱疹予防接種	65、70、75、80、85、90、 95、100 歳以上の方	

■その他

事 業 名	場 所	実 施 内 容
献 血	中央公民館 講堂 (年 3 回)	200m l 献血 年齢 16 歳～69 歳 体重 男性 45k g 以上、女性 40k g 以上 400m l 献血 年齢 男性 17 歳～69 歳、女性 18 歳～69 歳 体重 男女とも 50k g 以上 ※65 歳以上の方は、60 歳から 64 歳までに献血経験のある方

町内医療機関

★印は酒々井町三師会会員

医療機関名	住所／電話	診療科目	診療時間		休診日
★まえだ医院	東酒々井 1-1-77 ☎496-3610	内科	8:30 ~ 12:30 14:30 ~ 17:30	受け付け 終了時刻の 30 分前まで	日、祝 および 水・土の午後
★しすい眼科 医院	中央台 2-18-18 ☎496-7175	眼科	8:30 ~ 12:30 15:00 ~ 18:00 水 13:00 ~ 17:00 土 9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00	受け付け 8:00 ~ 12:00 12:00 ~ 17:45 水 12:00 ~ 17:00 土 8:00 ~ 17:00	日、木、祝 および 水の午前
★野本耳鼻咽 喉科医院	中央台 2-20-11 ☎496-1187	耳鼻咽喉科	10:00 ~ 12:30 16:00 ~ 18:00 土 10:00 ~ 12:00	受け付け 各診療時間 30 分前か ら	日、水、金、 祝
★しすい皮膚 科	東酒々井 1-1-121 ☎496-4112	皮膚科、形成外科	9:00 ~ 12:00 15:00 ~ 18:00 ※火曜日は手術	受け付け 8:00 ~ 12:00 14:30 ~ 18:00 ※初診は 17:00 まで	日、木、祝 および 土の午後 ※土は隔週 休診
★しすい整形 クリニック	中央台 2-1-6 酒々井西 駅前ビル ☎481-6611	整形外科、リハビリ テーション科、 リウマチ科、内科	8:15 ~ 11:30 14:00 ~ 17:30 火 9:00 ~ 12:00 15:00 ~ 18:00 土 8:15 ~ 12:00	受け付け（初診） 火 11:00 まで 17:30 まで 土 11:00 まで	日、祝 および 土の午後
★酒々井虎の 門クリニック	飯積 2-8-9 外来 ☎310-7021 健診 ☎310-7845	内科（呼吸器・循環 器・消化器・糖尿 病・内分泌・ア レルギー・漢方）、 乳腺外科、小児 科、健康診断、人 間ドック	月、火、水、金 9:00 ~ 12:00 15:00 ~ 18:00 土、日 9:00 ~ 12:00 14:00 ~ 17:00		木、祝
★千葉しすい 病院	上岩橋 1160-2 ☎481-8111	内科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 脳神経外科	9:00 ~ 12:00 14:00 ~ 16:00 月、土 10:00 ~ 11:30 火 9:00 ~ 12:00 火 14:00 ~ 16:00 土 9:00 ~ 12:00 月、木 9:00 ~ 12:00	受け付け 各診療時間 30 分前 から終了時刻の 30 分前まで 受け付け 診療時間 30 分前から 終了時刻の 1 時間前 まで	土、日、祝、 および 木、金の午後 火～金、日、 祝 月、水～日、 祝 月、水～金、 日、祝 火、水、金 ～日、祝
★しすいホーム クリニック	中央台 1-28-1 ☎309-8388	内科、泌尿器科、 精神科、リハビリ テーション科、整 形外科	9:00 ~ 11:30		火、日、祝
★梅村歯科医院	中央台 2-16-6 ☎496-7774	歯科、訪問歯科診 療	8:30 ~ 12:00 14:00 ~ 18:00	受け付け 終了時刻の 30 分前ま で	日、木、祝 ※火曜日は 不定期のため 要問い合わせ

医療機関名	住所／電話	診療科目	診療時間		休診日
★宮野歯科医院	下岩橋 226 ☎0476-26-1188	歯科、小児歯科 歯科口腔外科	受け付け		日、木、祝 および 土の午後
			9:00 ~ 12:00	終了時刻の 30 分前まで	
			15:00 ~ 18:30		
★アップル歯科 クリニック	中央台 1-6 -8 ☎496-9611	歯科、小児歯科 歯科口腔外科、 矯正、訪問歯科 診療	火、金	8:30 ~ 12:30 14:00 ~ 19:30	日、木、祝
			月、水、土	8:30 ~ 12:30 14:00 ~ 18:00	
★ひら歯科医院	東酒々井 1-1-75 浅香ビル 2 階 ☎481-7707	歯科、小児歯科		9:00 ~ 13:00 14:00 ~ 18:30	日、木、祝
			土	9:00 ~ 13:00 14:00 ~ 18:00	
★すばる歯科医 院	東酒々井 1-1-397 ☎497-0648	歯科、小児歯科		9:00 ~ 13:00 14:00 ~ 19:00	木、祝 および 日の午後
★しすい駅前歯 科医院	東酒々井 1-1-12 ☎496-4123	歯科、小児歯科、 歯科口腔外科		9:30 ~ 12:30 15:00 ~ 17:30	火、木、祝、 土、日 ※不規則の ため要問い 合わせ
★酒々井東デン タルクリニック	東酒々井 1-1-47 ☎481-6830	歯科、小児歯科、 訪問歯科診療		9:00 ~ 13:00 14:00 ~ 18:30	日、月、祝
			土	9:00 ~ 13:00 14:00 ~ 18:00	
おがた歯科医院	中央台 2-19-17 ☎496-8450	歯科、小児歯科 歯科口腔外科	9:15 ~ 11:30 14:30 ~ 18:30	受け付け 9:00 ~ 18:00	日、木、祝 ※不規則の ため要問い 合わせ
あい歯科・矯 正・こども歯科	上岩橋 67-1 ☎496-0007	歯科、小児歯科、 矯正	10:30 ~ 18:00 12:00 ~ 18:00	受け付け 終了時刻の 30 分前ま で	日、月、祝
			土	9:30 ~ 13:00 14:00 ~ 18:00	
				※初診は 1 時間前ま で	
ふじき野パーク 歯科	ふじき野 2-1-9 ☎497-1855	歯科、小児歯科、 矯正		9:30 ~ 12:30 14:00 ~ 18:00	日、祝 および 水・土の午後
みやもと歯科	尾上 59-1 ☎481-8020	歯科、小児歯科 歯科口腔外科、 矯正	9:00 ~ 13:00 15:00 ~ 19:00	受け付け 終了時刻の 30 分前ま で	火、祝 および 月・日の午後
しすい未来歯科 医院	中央台 2-18-18 ☎235-7266	歯科・小児歯科、 歯科口腔外科・ 矯正		9:00 ~ 13:00 15:00 ~ 19:00	木、日（不 定期）の午後、 祝
★ひまわり薬局	東酒々井 1-1-73 ☎496-9705	薬局（保険調 剤・一般医薬品 販売）		9:30 ~ 19:00	日、祝
			木、土	9:30 ~ 18:00	
★セタ薬局	中央台 1-9-5 ☎496-5859	薬局（保険調 剤・一般医薬品 販売）		9:00 ~ 19:00	日、祝、 木（第 2・ 3・4）
			土	9:00 ~ 17:00	

休日夜間急病診療

成田市急病診療所

診療科目	診 療 日	診療時間	所 在 / 電 話
内科・小児科	月～日曜日	19 時～23 時	成田市赤坂 1－3－1 (成田市保健福祉館敷地内) ☎ 0476－27－1116 ※事前に電話を入れ、保険証を持 参ください。 ※受け付けは診療終了の 15 分前 までとなります。
	祝日・振替休日 8 月 13 日～8 月 15 日 12 月 29 日～1 月 3 日	10 時～17 時	
外科	日曜日・祝日・振替休日 8 月 13 日～8 月 15 日 12 月 29 日～1 月 3 日	10 時～17 時	
歯科	祝日(日曜日を除く)、振替休日 8 月 13 日～8 月 15 日 12 月 29 日～1 月 3 日		

印旛市郡小児初期急病診療所(0～15歳)

診療日(毎日365日)	診 療 時 間	所 在 / 電 話
月～土曜日	19時～23時	佐倉市江原台2-27 (佐倉市健康管理センター内) ☎ 043-485-3355 ※事前に電話を入れ、保険証を持参ください。 ※受け付けは診療終了の15分前までとなります。
日曜日・祝日 12月29日～1月3日	9時～17時 19時～23時	



福祉・介護

障がい福祉 健康福祉課福祉班 ☎内線 133～135・138

身体障害者手帳

身体に障がいをお持ちの方が各種の支援を受けるために必要な手帳です。障がいの程度により1～7級に分かれています。

ただし、肢体不自由の7級の障がいのみでは、手帳の交付はありません。

申請手続き

身体障害者手帳の交付を受ける場合は、下記の書類をご提出ください。

必要な書類	提出先
・身体障害者手帳交付申請書、調査書 ・身体障害者診断書・意見書（※指定医作成のもの） ・写真2枚（縦4cm×横3cm） ・マイナンバーカード	健康福祉課福祉班

※指定医：身体障害者福祉法第15条に基づき知事から指定を受けた医師

療育手帳

知的障がいのある方が各種の支援を受けるために必要な手帳です。

申請手続き

療育手帳の交付を受ける場合は、下記の書類をご提出ください。

なお、18歳以上の場合は健康福祉課および千葉県中央障害者相談センターで、18歳未満の場合は中央児童相談所で面接判定を受けてください。

必要な書類	提出先
・療育手帳交付申請書 ・写真1枚（縦4cm×横3cm） ・マイナンバーカード	健康福祉課福祉班

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため長期（6カ月以上）にわたり日常生活や社会生活への制約がある方が対象です。

各種の支援を受けるために必要な手帳です。この手帳は2年ごとに更新する必要があります。

申請手続き

精神障害者保健福祉手帳の交付（新規・更新・障害等級の変更など）を受ける場合は、下記の書類をご提出ください。

必要な書類	提出先
・障害者手帳交付申請書 ・写真1枚（縦4cm×横3cm） ・医師の診断書または障害年金証明書などの写し ・マイナンバーカード	健康福祉課福祉班



障がい者福祉サービス

障がい者福祉サービスは、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスです。利用者は利用にかかる費用月額額の1割をご負担いただきますが、生活保護世帯、町民税非課税世帯は無料になります。

対象 身体・知的・精神障がい、難病疾患の方 ※☆：18歳以上の障がい者、★：18歳未満の障がい児

■介護給付サービス

サービス名（対象）	サービス内容
居宅介護 ☆★ （区分1以上）	居宅で入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除・家事の援助などが受けられます。
重度訪問介護 ☆（区分4以上＋別基準）	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方、または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者で常時介護を必要とする方が、居宅介護と外出時の移動介護を受けられます。
行動援護 ☆★ （知的・精神障がい者、区分3以上＋別基準）	著しい行動障がいがあり、一定の基準を満たした常に介護を必要とする方が、危険回避の援護、外出時の移動介護を受けられます。
同行援護 ☆★ （身体障がい者、基準あり）	視覚障がいのため移動に著しい困難がある方へ、外出時に移動に必要な情報提供と、移動の援護、排せつ・食事などの介護を受けられます。
療養介護 ☆ （区分5以上）	指定の病院で昼間、気管切開を伴う人工呼吸器を使用している方、筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者が、医学的管理や日常生活の世話などを受けられます。
生活介護 ☆ （区分2以上＋別基準）	障がい者施設で、昼間に入浴、排泄、食事などの介護、洗濯、掃除などの家事、日常生活支援、創作活動や生産活動、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助が受けられます。
短期入所 ☆★ （区分1以上）	介護者がやむを得ない事情で一時的に介護することが困難な場合、介護を受ける障がい者が夜間施設を利用できます。
重度障害者等包括支援 ☆★（区分6＋別基準）	意思疎通が不可能な四肢麻痺または寝たきり身体障がい者、知的・精神障がい者で行動に著しい支障がある方が、総合的に障がい福祉サービスの提供が受けられます。
施設入所支援 ☆ （区分3以上＋別基準）	夜間、施設で生活する人が、入浴、排泄、食事などの介護、生活介護などの日中活動と併せて、サービスの提供が受けられます。

■訓練等給付サービス

サービス名	サービス内容
共同生活援助 ☆	グループホームで共同生活する方が、相談支援などの日常生活の援助を受けられます。入浴、排せつまたは食事などの介護の提供を希望する障がい者は区分1以上が必要です。
自立訓練（機能訓練） ☆	身体機能・生活能力の維持・回復のため、通所や訪問によるリハビリテーションや生活などに関する相談・助言などを行います。
自立訓練（生活訓練） ☆	生活能力の維持・回復のため、通所や訪問による入浴・排泄および食事などに関する日常生活を営むために必要な訓練、相談・助言などを行います。
就労移行支援 ☆ （65歳未満の者）	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供と、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練が受けられます。
就労継続支援A型 ☆ （65歳未満の者）	就労経験がある方、就労移行支援を利用したが就労できなかった方が、事業所の雇用契約に基づいて就労し、知識や能力を高めます。
就労継続支援B型 ☆	就労移行支援・就労継続支援A型の利用が難しい方、就労希望がある方が、就労に必要な知識や能力を身につけます。
就労定着支援 ☆	就労移行支援などを利用し通常の事業所に雇用され、就労を6カ月間継続した方へ、企業との連絡・調整を行うとともに、生活面の相談、指導および助言などを行います。
自立生活援助 ☆	施設などから一人暮らしに移行した方の居宅に定期巡回および随時要請による訪問を行い、相談に対する助言や関係機関との連絡・調整をし、自立した生活を送るための環境を整える支援を行います。

地域生活支援事業

サービス名（対象）	サービス内容
相談支援事業	障がいに関すること、サービス利用に関することなど、専門的な相談を受けられます。
意思疎通支援事業（身体障がい者）	18 歳以上の聴覚または音声・言語機能障がい者で、公的機関への相談、医療機関の受診、文化・教養のための講習会などに参加するときに、通訳者や筆記者の派遣を受けられます。ただし、宿泊はできません。
移動支援事業（別基準あり）	視覚障がい・肢体不自由、知的障がい、精神障がい者（児）、難病患者などで常に介護を必要とする人が、危険回避の援護、外出時の移動介護を受けられます。
日中一時支援事業	介護者が障がい者（児）、難病患者などを介護できないとき、利用者が一時的に施設で日中を過ごします。
身体障害者自動車改造費助成事業	重度の肢体不自由の方が就労などに伴い自ら運転する自動車を改造する費用（ハンドル、ブレーキ、アクセルなどの一部）に対し、10 万円を限度として助成します。ただし、所得制限があります。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進などさまざまな活動の場を利用することができます。
訪問入浴サービス事業	居宅で入浴することが困難な常に臥床の 65 歳未満の障がい者（児）、難病患者などに移動入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスが受けられます。

障がい児通所支援サービス

障がい児通所支援は児童福祉法に基づくサービスです。（障がい児入所支援については県が実施主体）
利用者は、費用月額額の 1 割をご負担いただきますが、生活保護世帯、町民税非課税世帯は無料になります。

サービス名	対 象 児	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児	授業の終了後や、休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などの集団生活を営む施設に通う障がい児	専門家が保育所などの集団生活を営む施設を訪問し、保育所などの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

補装具・日常生活用具

手帳の交付を受けた身体障がい者（児）に対し、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入、修理および借り受けにかかる費用を支払います。利用者は、所得の状況により利用にかかる費用の1割の負担が必要となる場合があります。

※介護保険から給付を受けることができる用具については、介護保険が優先になります。申請の際に窓口でご確認ください。

■補装具費の給付申請

区 分	必要な書類	提 出 先
18 歳未満	・補装具交付（修理）申請書 ・医師（県の指定医）の意見書 ・マイナンバーカード	健康福祉課 福祉班
18 歳以上	・補装具交付（修理）申請書 ・医師（県の指定医）の意見書または県障害者相談センターの判定書※ ・世帯全員の市町村民税額を確認できるもの（課税証明書や非課税証明書） ・マイナンバーカード	

※県中央障害者相談センターまたはセンターの指定する病院で判定を受ける必要があります。

障がい区分	補装具種目
視 覚	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
聴 覚	補聴器
肢体不自由および音声・言語	重度障がい者用意志伝達装置
肢 体 不 自 由	義肢・装具・車いす・電動車いす・姿勢保持装置・歩行器（児童のみ）座位保持具・起立保持具・排便補助具・歩行補助つえ
肢体不自由または呼吸器・心臓	車いす・電動車いす

■日常生活用具の申請

在宅の重度身体障がい者（児）および重度知的障がい者に対し、日常生活・介護上の便宜を図るための用具（日常生活用具）の給付・貸与を行います。（世帯の課税状況に応じ一部負担金が生じます。）

取り付け工事が必要になる場合はその費用の助成も行います（6万円限度）。給付・貸与種目についてはお問い合わせください。

必要な書類	提 出 先
・日常生活用具（貸与）申請書 ・世帯全員の市町村民税額を確認できるもの（課税証明書や非課税証明書）	健康福祉課 福祉班

※貸与の場合一部負担金はありませんが、所得税非課税世帯に属している方のみが対象です。

自立支援医療費

(1) 育成医療

身体障がい児（18歳未満）で、治療・手術により、ほぼ正常に近い機能を回復すると認められる場合、治療・手術費用の一部を助成します。

(2) 更生医療

身体障がい者（18歳以上）で、治療・手術により、ほぼ正常に近い機能に回復すると認められる場合、治療・手術費用の一部を助成します。

(3) 精神通院医療

精神による疾患で、継続的に精神科に通院（入院は対象外）している方の医療費の自己負担額を原則1割とします。

申請手続き

	必要な書類	提出先
育成医療	・申請書（育成医療用） ・自立支援医療意見書 ・資格確認書等 ・世帯全員の市町村民税額を確認できるもの（課税証明書や非課税証明書） ・マイナンバーカード	健康福祉課 福祉班
更生医療	・申請書（更生医療用） ・身体障害者手帳 ・自立支援医療要否意見書 ・資格確認書等 ・世帯全員の市町村民税額を確認できるもの（課税証明書や非課税証明書） ・マイナンバーカード	
精神通院医療	・申請書（精神通院医療用） ・自立支援医療（精神通院）診断書 ・資格確認書等 ・世帯全員の市町村民税額を確認できるもの（課税証明書や非課税証明書） ・マイナンバーカード	

その他の医療費助成

名 称	対象者および内容	窓 口
重度心身障害者（児）医療	身体障害者手帳1・2級および療育手帳㊦の1～Aの2または精神障害者保健福祉手帳1級（※）の方に、医療費の保険適用分を全部又は一部助成します。（平成19年8月から所得制限あり） ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された者を除く	健康福祉課 福祉班
後期高齢者医療	65歳以上で、障害基礎年金1・2級、身体障害1～3級および4級の一部（音声言語及び下肢）、療育手帳の程度が重度（A以上）、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方が対象です。	健康福祉課 国保年金班

紙おむつの支給

身体障害者手帳や療育手帳の交付を受け在宅で紙おむつ等を使用している方に、1カ月当たり3,000円分の「紙おむつ等購入助成券」を交付します。この助成券は、申請を受けた月からその年度末までの月数分を交付します。

手当、年金など

■手当

名 称	対 象 者	必要書類	窓 口
特別障害者手当	在宅で精神または身体に著しく重度の障がい（政令で定める程度の障がい）があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給される手当です。ただし、施設に入所している場合や病院などに3か月以上入院している場合は該当しません。 （※所得制限あり）	・身体障害者手帳、療育手帳 ・所定の診断書 ・所得状況届 ・年金証書などの写し ・前年中の年金収入がわかるもの ・印鑑 ・銀行の口座番号 ・マイナンバーカード	健康福祉課福祉班
障害児福祉手当	在宅で（入院は可）精神または身体に重度の障がい（政令で定める程度の障がい）があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳未満の未成年者に支給される手当です。ただし、施設に入所している場合や障がいを支給事由とする公的年金などを受給している場合は該当しません。（※所得制限あり）	・身体障害者手帳、療育手帳または診断書 ・所得状況届 ・印鑑 ・銀行の口座番号 ・マイナンバーカード	
者福祉手当 おとよび重度知的障害者 ねたきり身体障害者	在宅で常時介護を必要とする方に支給する手当です。 ・6か月以上寝たきり状態の20歳以上65歳未満の身体障害者手帳所持者。 ・20歳以上で療育手帳Aの2以上の判定を受けた方。ただし、特別障害者手当および障害児福祉手当受給者は該当しません。	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・印鑑 ・銀行の口座番号	
特別児童扶養手当	在宅で精神または身体に一定以上の障がい（政令で定める程度の障がい）があり、日常生活において介護を必要とする20歳未満の未成年者を養育している父母または養育者に支給される手当です。ただし、児童が施設に入所している場合や障がいを事由とする公的年金などを受給している場合は該当しません。（※所得制限あり）	・戸籍謄本 ・所定の診断書 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・印鑑 ・銀行の口座番号 ・マイナンバーカード	
見舞金 指定難病	千葉県より指定難病として認定を受け、医療受給者証を所持している療養者に支給されます。 （軽快者は支給されません）	・医療受給者証 ・銀行の口座番号	

※本文中の「政令」とは、特別児童扶養手当などの支給に関する法律施行令を指します。

※これらの手当では申請し、審査のうえ認定を受けなければ受給できません。

※手当受給条件に該当しなくなった場合は速やかに取り扱い窓口にご連絡ください。

■年金

年金種別	対 象 者	窓 口
障害基礎年金	国民年金の被保険者期間、または 60 歳以上 65 歳未満に初診日のある病気やケガで国民年金法の障害等級に該当する障がいの状態にある場合に支給されます。ただし、一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。また、20 歳前に初診日のある障害基礎年金には、受給者本人の所得制限があります。	健康福祉課 国保年金班
障害厚生年金	厚生年金の被保険者期間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金に該当する障がい（1・2 級）が生じたときに、障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。障害基礎年金の対象とならない障がいでも、独自の障害等級表により障害厚生年金（3 級）または障害手当金（一時金）が支給されます。	日本年金機構 幕張年金事務所 ☎212-8621
心身障害者扶養年金	1～3 級の身体障害者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者を扶養している 65 歳未満の方を加入者とし、掛金を納めていただくと、扶養者に万が一のことがあった場合、後に残された心身障がい者に終身一定の年金が支給されます。	健康福祉課 福祉班

運賃割引など

各種手帳を提示することにより、鉄道・バス・飛行機・タクシーなどの運賃の割引が受けられます。割引率などは手帳の種類や運行会社によって異なりますので、ご利用の場合は各旅客・航空会社などにご確認ください。

福祉タクシー料金の助成

対象者 身体障がい者：1・2 級（下肢、体幹、視覚障がい者は 3 級も該当）

知的障がい者：A の 2 以上

要介護・要支援認定者：要支援 2 から要介護 5

助成額 利用した料金の 2 分の 1 の額を助成します。ただし、助成額の上限は 1,000 円です。

利用方法 運転手に障害者手帳または介護保険被保険者証を提示し、利用券を渡してください。

利用券は健康福祉課で交付します。障害者手帳、また介護保険被保険者証および印鑑を持参して手続きをしてください。

※利用するときは、「酒々井町福祉タクシー協力事業者」に登録されていることを確認のうえお申し込みください。

有料道路通行料金の割引

身体に障がいのある方が自ら運転する場合、第 1 種の身体障がい者または第 1 種の知的障がい者を乗せて、介護者が運転する場合に通行料金が割引になります。ETC も利用可能です。

割引率 5 割

利用申請 有料道路を利用する前に健康福祉課で申請手続きをしてください。

必要なもの 身体障害者手帳（療育手帳）、運転免許証（本人運転の場合）

※ETC を利用する場合は、上記に加え、車検証、ETC カード（原則障がい者本人名義のもの）、ETC 車載器セットアップ証明書が必要です。

利用方法 料金所で手帳の備考欄を掲示してください。ETC を利用する場合は ETC レーンを通行してください。

高 齢 者 福 祉

健康福祉課福祉班 ☎内線 133～135・138

高齢者の方々が安心して生活が送れるように、下表のとおり福祉サービスを実施しています。

事業名	対象者	事業内容
紙おむつの支給	在宅で紙おむつを使用している、要介護1・2の住民税非課税の方または要介護3～5で世帯の合計所得が900万円以下の方	1カ月あたり、3,000円分の「紙おむつ等購入助成券」を交付します。この助成券は、申請を受けた月からその年度末までの月数分を交付します。
緊急通報装置の貸与	65歳以上の一人暮らしの方や65歳以上の世帯で、世帯に属する方のいずれかが介護認定者または重度身体障がい者の方がいる世帯もしくは一人暮らしの重度身体障がい者の方	緊急通報装置を貸し出し、緊急時に本人から受信センターに通報して適切な処置をとります。 ※1人以上の協力員が必要です。
2市1町SOSネットワーク	認知症高齢者など	行政、警察、消防、地域の民間団体が協力し、行方不明者の情報をファクスにより伝達するファクスネットワーク、および防災行政無線メール配信などを利用し、行方不明者の早期発見と保護に努めます。 行方不明となるおそれのある高齢者などの身体的特徴、および家族などの連絡先を登録するとともに、ステッカーを交付するSOS高齢者等事前登録事業を継続して実施します。
はり、きゅう、マッサージ等施術利用助成	65歳以上の方	はり、きゅう、あん摩、マッサージまたは指圧の施術を利用する方に、施術に要する費用のうち1回当たり1,000円を助成します。1カ月につき2枚の割合で年度分（最大24枚）の助成券を交付します。
生きがいデイサービス事業	介護保険の認定を受けていない60歳以上の方で、自ら通うことができる方	高齢者の引きこもり予防を目的に隣保館、中央公民館を会場に毎週火曜日、水曜日、金曜日にそれぞれ定員30人でデイサービスを行います。
救急医療情報キットの配布	町内に住民登録している75歳以上の一人暮らし、75歳以上の方だけで構成されている世帯など	緊急時に救急車の救急隊員に医療情報や緊急連絡先を伝達する「救急医療情報キット」を配布します。 冷蔵庫の中に備えておいてください。
結婚50周年夫婦記念品支給事業	結婚50周年を迎えられたご夫婦	記念品として、町が指定する写真店で写真を撮影し、台紙に入れた記念品を受けとることができる引換券を交付します。
高齢者外出支援タクシー利用助成制度	75歳以上で運転免許証を有していない方または病気などにより自動車などを運転する事ができない方	町内の移動に利用できる「タクシー利用助成券」（1枚500円）を、1カ月につき4枚の割合で年度分（最大48枚）を交付します。
高齢者運転免許証自主返納支援事業	平成31年4月1日以降、運転免許証を自主返納した時の年齢が70歳以上75歳未満の方（運転経歴証明などの証明が必要）	町内の移動に利用できる「タクシー利用助成券」（1枚500円）を40枚交付します。

地 域 福 祉

健康福祉課福祉班 ☎内線 133～135・138

民生児童委員

民生委員児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。地域に暮らす身近な相談相手として医療や介護、子育ての不安など住民のさまざまな相談に応じています。

また、行政機関などとのつなぎ役となります。相談内容が他の人に伝わることはありません。悩み事のある方はお気軽にご相談ください。

生活保護

生活保護は、住民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、生活費に困っている方や病気のために生活維持が困難な方々を援助し、自立を支援する制度です。

町社会福祉協議会の活動

町社会福祉協議会 ☎496-6635

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいた民間の福祉団体として、地域の皆さんをはじめとした関係者が主体となって行政と協力しながら、地域の福祉向上のためにさまざまな活動を行っています。

ボランティア活動

明るい住みよいまちづくり、地域づくりをめざして、自発的、自立的、自覚的、社会的に活動している人をボランティアと呼びます。地域福祉の担い手は、住民の皆さんです。令和7年4月1日現在、町内には、23団体329人と個人19人のボランティアが登録されており、各種活動に取り組んでいます。

水仙クラブ連合会(老人クラブ)

仲間づくりを通して、生活をより豊かにする楽しい活動を行うとともに、教養の向上、健康の増進およびレクリエーション活動を行っています。

現在、町内に16のクラブがレクリエーションなど特色ある活動をしています。概ね60歳以上の方ならどなたでも加入できます。

生活福祉資金貸付制度

千葉県社会福祉協議会からの委託を受けて、低所得世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な高齢者（65歳以上）や身体障がい者（身体障害者手帳所持）、知的障がい者（療育手帳所持）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持）のいる世帯の自立と安定に役立てていただくための貸付制度です。

貸し付けにあたっては、資金の用途に応じ「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類の資金があり、それぞれ貸付基準（年齢・所得制限など）があります。

善意銀行

他の援助を受けられない生活困窮者などに対して、生活の助長促進をするために、あわせて自立更生に導くことを目的として資金の貸し付けを行っています。

貸付条件

- ①対 象 者：町内に6カ月以上住居を有している生活保護世帯およびこれに準ずる生活困窮者
- ②貸 付 額：5万円まで ※申請時の状況により貸付額を決定します。
- ③償還期間：貸し付けした日から1年以内
- ④貸付利子：無利子
- ⑤申請方法：地域の民生委員同席のもと面接を行い、貸付申請書を作成して申請

心配ごと相談

毎月第1・3・5木曜日13時から16時まで、心配ごと相談を行っています。生計問題・家族問題・住宅問題など、日常生活上の問題に対して、専門・一般相談員は、あなたの立場に立ってともに悩み、ともに考えます。相談日の3日前までに電話予約が必要です。(町内在住の方、先着6人まで)

法律相談

毎月第2・4木曜日13時から16時まで、弁護士による法律相談を行っています。相談日の3日前までに電話予約が必要です。(町内在住の方、先着6人まで)

共同募金会酒々井町支会

赤い羽根共同募金運動は、毎年10月1日から翌年3月31日まで行われています。その募金事務の一切を社会福祉協議会が行っています。

募 金 方 法 区長・自治会長などを通じてお願いする戸別募金、学校、職場などで行う職域募金を柱として行っています。

募金の使途 千葉県共同募金会に送金し、県内の施設・団体に配分され役立てられています。また、共同募金会では不慮の災害にあわれた方に対して災害見舞金の交付なども行っています。

日本赤十字社酒々井町分区

日本赤十字社は、世界の紛争地域や被災地での国際的な救護活動を行っており、国内では、血液事業、災害救援活動、救急法などの講習会の開催、看護師の養成などの活動を行っています。

酒々井町分区では、火災・風水害・地震などにより被災した方に対して救援物資や見舞金を支給しています。

また、これらの災害で亡くなられた家族に弔慰金を支給しています。毎年5月、6月の運動月間には、地域の赤十字奉仕団や区長・自治会長などを通じて活動資金を募集しています。

生活援助用具購入費の助成

要支援・要介護認定者の方などの生活に必要な補助用具を購入したときに1世帯につき年1回の助成金を支給します。なお、助成金額は購入金額の3分の2以内とし、5万円が限度となります。(予算に限りがあります。)

日常生活自立支援事業

日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の自由が利かない方が住みなれた地域で安心して生活できるように、福祉サービスを利用する手続き、毎日の暮らしに欠かせない公共料金等の支払いや預貯金の払戻し、大切な書類や印鑑の保管などを支援します。

しすいふれ愛タクシー

自宅から目的地まで乗合タクシー方式で運行しています。利用にあたっては事前に利用登録が必要です。利用登録は、社会福祉協議会窓口で受け付けています。※詳しくは、71ページをご覧ください。

ワンコインサービス

70歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者世帯、障がい者のいる世帯、乳幼児または妊産婦のいる世帯などで、日常生活の「ちょっとした困りごと」を地域の登録ボランティアが代わりに行う、有償のボランティアサービスです。利用料金の目安として、15分程度の軽作業は100円、30分程度の軽作業は500円です。

介護保険に加入する方

- ・ 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）
- ・ 40 歳以上 64 歳までの方（第 2 号被保険者）

サービスを受けられる方

- ・ 65 歳以上の方で、ねたきりや認知症などで常に介護を必要とする状態の方（要介護状態）
- ・ 65 歳以上の方で、家事や身支度など、日常生活に支援が必要な状態の方（要支援状態）
- ・ 40 歳以上 64 歳までの方で、初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気（特定疾病）により要介護状態や要支援状態となった方

※サービスを利用するためには、町で認定を受ける必要があります。

要介護認定について

要介護認定は、「非該当」と介護保険の対象となる「要支援 1・2」「要介護 1～5」に区分されます。区分によって、受けられるサービスや利用限度額が異なります。要介護認定は、どのくらい介護を必要としているかを判断するもので、本人の病気の重さと要介護の重さが必ずしも一致しない場合があります。

介護保険で受けられるサービス

■在宅サービス

（１）訪問サービス

訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーによる身の回りのお世話や介護を受けます。
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などで入浴の介護を受けます。
訪問看護	看護師などから、療養上の世話または必要な診療の補助を受けます。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などから、機能訓練（リハビリ）を受けます。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師などから、療養上の管理・指導を受けます。

（２）通所サービス

通所介護（デイサービス）	介護老人福祉施設やデイサービスセンターなどで、入浴、食事提供、機能訓練などのサービスを受けます。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院などで機能訓練などのサービスを受けます。

（３）短期入所サービス

短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練などを受けます。
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練などを受けます。

（４）その他

福祉用具の貸与	車いすや特殊ベッドなど福祉用具の貸し出しが受けられます。
福祉用具の購入	排せつや入浴に使われる用具の購入費の一部が支給されます。
住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差の解消などの改修費用の一部が支給されます。
認知症対応型共同生活介護	認知症のため介護を必要とする高齢者が共同生活を営む住居で介護サービスを受けます。
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどに入所して介護サービスを受けます。

■施設サービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを受けます。
介護老人保健施設	病状が安定している場合に入所し、家庭に戻れるように介護や機能訓練などのサービスを受けます。
介護医療院	長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入院し、自立した日常生活を送れるように介護や機能訓練などのサービスを受けます。

利用者負担の割合と支給限度額

利用者負担の割合は、サービスに係る費用の1割、2割または3割です。ただし、主な在宅サービスなどにはサービス費用に対する「支給限度額」があり、それを超えた場合は、超えた分が全額利用者負担になります。

■利用者負担の割合

3割	以下の①②の両方に当てはまる場合 ①本人の合計所得金額※が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯は340万円以上、2人以上世帯は463万円以上
2割	3割負担に該当しない方で、以下の①②の両方に当てはまる場合 ①本人の合計所得金額※が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯は280万円以上、2人以上世帯は346万円以上
1割	上記以外の方（第2号被保険者、住民税非課税の方、生活保護受給者は、上記に関わらず1割負担です。）

■支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

なお、土地売却に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

町地域包括支援センター

町地域包括支援センター ☎481-6393

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの相談窓口です。高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう社会福祉士・主任ケアマネジャー・看護師などの専門職が連携して次の業務などを行っています。

- ①介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- ②被保険者に対する虐待の防止、早期発見などの権利擁護事業
- ③支援困難ケースの対応などケアマネジャーへの支援（包括的・継続的マネジメント）
- ④指定介護予防支援事業者として予防給付のケアマネジメント（介護予防支援）
- ⑤地域支援事業の推進・認知症対策・医療と介護の連携推進・生活支援対策

国保・年金

国民健康保険

健康福祉課国保年金班 ☎122～124

国民健康保険は、職場の健康保険、共済組合などの加入者以外の方を対象とした保険で、病気やけがをしたときにその経済的負担を軽くするための相互扶助を目的とした制度です。

加入・脱退の手続き

14日以内に届け出をしてください。

加入する時

こんなとき	手続きに必要なもの
転入する	他の市町村の転出証明書、マイナンバー
職場などの健康保険を抜けた	職場の健康保険を抜けた証明書、マイナンバー
子どもが生まれた	母子健康手帳、マイナンバー、資格確認書等

脱退する時

こんなとき	手続きに必要なもの
転出する	マイナンバー、資格確認書等
職場の健康保険に入った	マイナンバー、国保と職場の健康保険の両方の資格確認書等（健康保険の資格取得日の証明書）
死亡した	死亡を証明するもの、資格確認書等

その他

こんなとき	手続きに必要なもの
町内で住所が変わった	マイナンバー、資格確認書等
世帯主や氏名が変わった	
世帯を分けたり一緒にした	
資格確認書等をなくした	本人確認ができるもの マイナンバー
修学のため、別に住所を定める	在学証明書（学生証）、マイナンバー、資格確認書等（再交付するため）
高額療養費の支給を受ける	高額療養費支給申請のお知らせ通知および支給申請書、領収書、マイナンバー

国民健康保険の給付

健康福祉課国保年金班 ☎122～124

療養の給付

医療を受けるときの窓口負担割合は、年齢によって異なります。

①義務教育就学前まで ⇒ 2割負担

②義務教育就学後から69歳まで ⇒ 3割負担

③70歳以上75歳未満 ⇒ 2割負担（現役並み所得者 ※は3割負担）

※70歳以上75歳未満の国保被保険者のうち、同一世帯に1人でも住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方。

療養費

以下の場合には医療費の全額をいったん自己負担し、後から払い戻しを受けることができます。

①旅先での急病といった、やむを得ない理由で資格確認書等を持たずに医療を受けた場合

②治療上必要と医師が認めた補装具を購入した場合

③医師が必要と認めたはり・灸・マッサージなどの施術を受けた場合

出産育児一時金

被保険者が出産した時に50万円（産科医療補償制度対象外の場合は48万8千円）が支給されます。なお、妊娠12週以降であれば、死産・流産でも支給されます。

被保険者の方が医療機関で手続きすることにより、国保から医療機関に直接、出産育児一時金が支払われます。これにより被保険者の方は、出産費用から出産育児一時金相当額を引いた残りの額を医療機関に支払うだけですむこととなります。

また、出産費用が出産育児一時金相当額に満たなかった場合には申請により、差額を支給します。

葬祭費

被保険者が死亡した時に、葬祭を行った喪主に5万円が支給されます。

高額療養費

医療機関などに掛かった場合、その都度支払う一部負担金（自己負担金）は、1 カ月分の自己負担の限度額が設定されています。この自己負担の限度額を超えた分が高額療養費となります。

70 歳未満の方の自己負担限度額

所得区分		自己負担限度額 (月額)	年 4 回目以降※
住民税非課税世帯 △基準総所得額▽	901 万円超	252,600 円+ (医療費－842,000 円) ×1%	140,100 円
	600 万円超～901 万円	167,400 円+ (医療費－558,000 円) ×1%	93,000 円
	210 万円超～600 万円	80,100 円+ (医療費－267,000 円) ×1%	44,400 円
	210 万円以下	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯		35,400 円	24,600 円

70 歳以上の方の自己負担限度額

区 分	外来 (個人単位の限度額)	外来+入院 (世帯単位の限度額)
一 般	18,000 円	57,600 円 年 4 回目以降※は 44,400 円
非課税住民税世帯 低所得者Ⅱ(注1)	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ(注2)	8,000 円	15,000 円

(注1) 世帯の全員が住民税非課税の方

(注2) 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が0 円となる方

70 歳以上で現役並み所得者の方の自己負担限度額

区 分	自己負担限度額 (月額)	年 4 回目以降※
現役並みⅢ課税所得 690 万円以上	252,600 円+ (医療費－842,000 円) ×1%	140,100 円
現役並みⅡ課税所得 380 万円以上	167,400 円+ (医療費－558,000 円) ×1%	93,000 円
現役並みⅠ課税所得 145 万円以上	80,100 円+ (医療費－267,000 円) ×1%	44,400 円

※年 4 回目以降とは…

ここで言う「年」とは、該当月の前月から過去 12 カ月間のことです。

入院中の食事代の負担額

一 般	(下記以下)	1 食 510 円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ※	過去 12 カ月の入院が90 日以内	1 食 240 円
	過去 12 カ月の入院が91 日以上	1 食 190 円
低所得者Ⅰ※		1 食 110 円

※住民税非課税世帯、低所得Ⅰ・Ⅱの方は「減額認定証」が必要です。

なお、この負担額は高額療養費の対象になりません。

特定疾病の場合

厚生労働大臣が指定する特定疾病の方は「特定疾病療養受療証」(申請により交付)を医療機関などに提示すれば、毎月の自己負担額は年齢にかかわらず 10,000 円までとなります。

ただし、70 歳未満の上位所得者(所得区分ア・イの方)については、1 カ月 20,000 円までとなります。

交通事故や職場でけがをした場合

交通事故や職場でケガをした場合は、原則として資格確認書等は使用できません。資格確認書等を使って治療を受ける場合は、事前に連絡をして所定の届け出をしてください。

短期人間ドック費用の一部助成

被保険者の疾病の早期発見・早期治療に役立てるため、短期人間ドック費用の7割を助成します。

なお、助成は年度内1回となります。

対 象

- ・継続して6 カ月以上国保に加入されている方
- ・満 35 歳以上 75 歳未満の方
- ・納付期限の到来している国民健康保険税を完納している方

助成対象となる医療機関

- ・★佐倉厚生園病院 ㊟484-2164
- ・★聖隷佐倉市民病院健診センター ㊟486-0006
- ・★成田赤十字病院 ㊟0476-22-2311
- ・新八街総合病院 ㊟443-7311
- ・★成田富里徳洲会病院 ㊟0476-85-5313
- ・★IMS Me-Life クリニック千葉 ㊟204-5511
- ・★国際医療福祉大学成田病院 ㊟0476-35-5602
- ・★千葉しすい病院 ㊟481-8140
- ・★酒々井虎の門クリニック ㊟310-7845
- ・★ラーバン健診センター ㊟0476-85-7766

★印は脳ドック費用についても助成対象（脳ドック単独は不可）

後期高齢者医療

健康福祉課国保年金班 ㊟123

千葉県後期高齢者医療広域連合 ㊟216-5011

後期高齢者医療制度の運営は、県内 54 市町村が加入する「広域連合（千葉県後期高齢者医療広域連合）」が行い、広域連合が保険者となります。

75 歳になるなど、新たに対象者になる方は、今まで加入していた市町村の国民健康保険の資格や、健康保険組合などの被用者保険の資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となり、個人ごとに保険料をご負担いただくことになります。

対 象

①75 歳以上の方…75 歳の誕生日から加入します。

（手続きは必要ありません。）

②65 歳から 74 歳で一定の障がいがあり、申請により広域連合の認定を受けた方…認定日から適用となります。

保険料

後期高齢者医療制度では、対象となるすべての方に負担能力に応じた保険料を負担していただくことになります。

保険料額の計算方法

保険料（年額）＝（１）均等割額＋（２）所得割額
※限度額 80 万円

（１）均等割額 43,800 円…加入者全員が人数割りで

負担する額です。

（２）所得割額（総所得金額－基礎控除額 43 万円）×9.11%…加入者の所得に応じて負担する額です。

なお、被保険者の前年の所得に基づき計算されます。
※所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて、保険料が軽減されます。

保険料の支払い方法

年金からの特別徴収（年 6 回の年金から引き落とし）が原則となります。年額 18 万円未満の年金受給者や介護保険料と後期高齢者保険料の合計額が引き落とし対象年金額の 2 分の 1 より多い場合は、7 月から翌年 2 月までの 8 回に分けて納付書や口座振替で納めていただきます。

医療を受けるときは

広域連合で交付する「資格確認書等」を提示してください。本人負担は、1 割（一定以上の所得のある方は 2 割、現役並み所得者は 3 割）となります。

届け出・申請

こんなとき	届け出に必要なもの
65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいのある方が、後期高齢者医療制度の被保険者になる（要申請）	マイナンバー、次のいずれかの書類 国民年金証書、身体障害者手帳など（障がいの程度がわかるもの）
ほかの都道府県に転出する	資格確認書等
ほかの都道府県から転入してきた	負担区分証明書（転出の際に市区町村の窓口で発行されます。）
県内で住所が変わった 氏名が変わった	資格確認書等
保険証をなくした	本人確認のできるもの、マイナンバー
生活保護を受け始めた	マイナンバー、資格確認書等
死亡した	死亡した方のマイナンバー、資格確認書等
葬祭費（5 万円）の支給を申請する	申請者が葬祭を行ったこと、葬祭執行者（喪主）を確認できるもの（葬祭費用の領収書や会葬礼状など）、葬祭執行者（喪主）の印鑑、葬祭執行者（喪主）の口座番号、口座名義人の確認ができるもの

高額療養費

保険医療費が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。

自己負担限度額

区 分	負担割合	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯)
一 般	1 割	18,000 円	57,600 円 ※4 回目以降 は 44,400 円
世帯 非課税 住民税	低所得者 Ⅱ(注1)	8,000 円	24,600 円
	低所得者 Ⅰ(注2)	8,000 円	15,000 円

(注1) 世帯の全員が住民税非課税の方

(注2) 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が0円となる方

現役並み所得者の方の自己負担限度額

区 分	負担割合	自己負担限度額 (月額)	年4回目 以降
現役並みⅢ 課税所得 690 万円以上	3 割	252,600 円+ (医療費 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円
現役並みⅡ 課税所得 380 万円以上		167,400 円+ (医療費 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円
現役並みⅠ 課税所得 145 万円以上		80,100 円+ (医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円

入院中の食事代の給付額

現役並み所得者 一 般		1 食 510 円
低所得者Ⅱ (注1)	過去 12 カ月の入院が 90 日以内	1 食 240 円
	過去 12 カ月の入院が 91 日以上	1 食 190 円
低所得者Ⅰ(注2)		1 食 110 円

住民税非課税世帯、低所得Ⅰ・Ⅱの方は「減額認定証」が必要です。この負担額は高額療養費の対象になりません。

(注1) 世帯の全員が住民税非課税の方

(注2) 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が0円となる方

特定疾病の場合

厚生労働大臣が指定する特定疾病の方は「特定疾病療養受療証」(申請により交付)を医療機関に提示すれば、毎月の自己負担額は 10,000 円となります。

交通事故や職場でケガをした場合

交通事故や職場でケガをした場合は、原則として資格確認書等は使用できません。資格確認書等を使って治療を受ける場合は、事前に連絡をして所定の届け出をしてください。

短期人間ドック費用の一部助成

被保険者の疾病の早期発見・早期治療に役立てるため、短期人間ドック費用の7割を助成します。

なお、助成は年度内1回となります。

対 象

- ・受検時において酒々井町に住所がある方
- ・納付期限の到来している後期高齢者医療保険料を完納している方

助成対象となる医療機関

- ・★佐倉厚生園病院 ☎484-2164
- ・★聖隷佐倉市民病院健診センター ☎486-0006
- ・★成田赤十字病院 ☎0476-22-2311
- ・新八街総合病院 ☎443-7311
- ・★成田富里徳洲会病院 ☎0476-85-5313
- ・★IMS Me-Life クリニック千葉 ☎204-5511
- ・★国際医療福祉大学成田病院 ☎0476-35-5602
- ・★千葉しすい病院 ☎481-8140
- ・★酒々井虎の門クリニック ☎310-7845
- ・★ラーバン健診センター ☎0476-85-7766

★印は脳ドック費用についても助成対象(脳ドック単独は不可)

国民年金

健康福祉課国保年金班 ☎121

被保険者の種類

第1号被保険者	自営業者、農林漁業従事者、学生、フリーター、無職の方など
第2号被保険者	厚生年金、共済組合に加入している方
第3号被保険者	厚生年金、共済組合に加入している夫（妻）に扶養されている妻（夫）

届け出

- ・会社などを退職した（第2号被保険者でなくなった）とき
- ・配偶者（第2号被保険者）が退職した（第3号被保険者でなくなった）とき
- ・配偶者（第2号被保険者）の扶養でなくなった（第3号被保険者でなくなった）とき
- ・60歳以上65歳未満の方が任意加入するとき
- ・海外に在住している20歳以上65歳までの方が任意加入するとき
- ・付加保険料の納付を希望するとき
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書をなくしたとき（第1号被保険者）
- ・被保険者や年金受給者が死亡したとき（第1号被保険者）
- ・年金を受給するとき（年金加入の全期間が第1号被保険者だった方）

保険料 保険料は20歳から60歳までの40年間納めることになっています。

定額保険料月額 17,510円（令和7年4月現在）

付加保険料月額 400円（令和7年4月現在）

※付加保険料は、第1号被保険者の方でより高い老齢給付を受けたい方に設けられたものです（ただし、国民年金基金加入者は対象外）。

※保険料の納付が困難なときは、保険料の免除や納付猶予制度、学生の方の納付特例制度があります。

年金給付の種類

老齢基礎年金	原則として20歳から60歳までの40年（480月）の間に、10年（120月）の保険料納付または免除などの期間を満たした方が65歳になったときに支給されます。また、60歳から64歳までの間に繰り上げ請求することや66歳から75歳までの間に繰り下げ請求することもできます。
障害基礎年金	所定の保険料納付要件を満たした国民年金の被保険者または60歳以上65歳未満で老齢基礎年金をまだ請求していない方が障がいの状態になったときに支給されます。また、20歳前の傷病などが原因で障がいの状態になった場合でも支給されます。
遺族基礎年金	所定の保険料納付要件を満たした国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給されます。
寡婦年金	第1号被保険者期間のみで保険料納付期間が10年（120月）以上ある夫が全く年金を受けずに死亡したときに、その夫によって生計を維持され、かつ10年以上婚姻関係にあった妻が60歳から65歳になるまで支給されます。
一時金（死亡）	第1号被保険者として保険料納付期間が3年（36月）以上ある方が全く年金を受けずに死亡したときに、その遺族に支給されます。

税の納付・証明など

町では、町民の皆さんの幸せ、住みよいまちづくりのためにいろいろな仕事をしています。これらの仕事は、皆さんの日常生活に直接結びついたものばかりですが、これにはたくさんのお金が必要です。皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など「行政サービス」として生活環境などの向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

町 民 税

税務住民課住民税班 ☎内線 111～113

■納税義務者

毎年1月1日現在、町内に住んでいる方や町内に事務所などがある方に課税されます。

■申告および納期

普通徴収…前年中に所得のあった方は、2月16日から3月15日までに申告してください。これに基づき年税額が計算され、町から送付する納税通知書で、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて納めていただきます。

給与特別徴収…サラリーマンの方は、給与などを支払う会社が毎月、給与から差し引いて、6月から翌年の5月まで12回に分けて納めていただきます。

年金特別徴収…65歳以上の公的年金受給者で年金所得に係る住民税が発生した場合は、公的年金を支払う機関が年金支給月にその年金から差し引く形で4月から翌年2月までの6回に分けて納めていただきます。

■町・県民税申告の必要のない方

所得税の申告をした方や給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書を町に提出されている方は、申告の必要はありません。

固定資産税

税務住民課資産税班 ☎内線 114・115

■納税義務者

毎年1月1日時点で、町内に土地、家屋、償却資産を所有されている方に課税されます。

■縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

固定資産税の評価額は、適正な時価を反映するため、3年ごとに価格の見直しを行っています。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧により自己の資産と町内の他の資産との比較ができ、また、課税台帳の閲覧により自己の資産の確認ができます。4月1日から4月30日までの期間は、どちらも手数料は無料です。

■税率および納期

税額は、課税標準額に1.4%の税率をかけて算出します。町から送付する納税通知書で、1年分を4月・7月・12月・2月の4回に分けて納めていただきます。

都市計画税

税務住民課資産税班 ☎内線 114・115

町内の市街化区域内に土地、家屋を所有されている方に課税されます。

税額は、課税標準額に0.2%の税率をかけて算出します。固定資産税とあわせて納めていただきます。

国民健康保険税

税務住民課住民税班 ☎内線 111～113

国民健康保険加入者のいる世帯の世帯主に課税され、町から送付する納税通知書で、7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月の8回に分けて納めていただきます。

世帯主および国民健康保険加入者の全員が65歳以上75歳未満の場合は世帯主の年金から6回に分けて納めていただきます。

町 た ば こ 税

税務住民課住民税班 ☎内線 111～113

たばこを消費する方に負担していただく税金で、日本たばこ産業（株）などが売上本数に応じて町に納付します。

軽自動車税

税務住民課住民税班 ☎内線 111～113

毎年4月1日現在、町内において原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車などを所有している方に課税され、町から送付する納税通知書で、5月末日までに納めていただきます。

■軽自動車などの各種申請窓口

種 別	必要書類など
原動機付 自転車 (125cc 以下) 小型特殊 自動車 (ミニカー) (農耕車)	申請場所 役場税務住民課
	登録の場合 ・販売証明または譲渡証明（廃車済の場合は廃車証明書を添付）
	廃車の場合 ・標識交付証明書（標識と共に交付されたもの） ・標識（ナンバープレート） ※標識が紛失、盗難などにより返還できない場合、標識弁償代として200円が必要です。
軽自動車 (四輪)	申請場所 軽自動車検査協会 住 所 〒261-0002 千葉市美浜区新港 223-8 ☎050-3816-3114
二輪の軽自動車(125cc超～250cc) 二輪の小型自動車(250cc超)	申請場所 千葉運輸支局 住 所 〒261-0002 千葉市美浜区新港 198 ☎050-5540-2022

税 の 納 付

税務住民課収税班 ☎内線 116～118

e L マークのある納付書は、地方税お支払いサイトから各種納付方法を選択することができます。

また、全国地方税統一QRコード対応金融機関窓口での納付が可能です。なお、従来通り役場出納窓口、指定金融機関など、コンビニ、バーコードを利用した各種スマホアプリで納付することもできます。※一部対応していないコンビニ、アプリがあります。

また、便利な口座振替取扱金融機関は、以下の通りです。役場と町内の各金融機関に「酒々井町口座振替依頼自動払込利用申込書」を備えてあります。

なお、申し込みから口座振替開始まで2カ月程度の期間を必要としますのでご注意ください。

■口座振替取扱金融機関

(株)千葉銀行、成田市農業共同組合、(株)京葉銀行
千葉信用金庫、(株)三井住友銀行、(株)三菱UFJ銀行
(株)りそな銀行、(株)みずほ銀行、(株)千葉興行銀行
中央労働金庫、銚子信用金庫、東京東信用金庫
(株)ゆうちょ銀行（郵便局）

※金融機関等の名称が変わっても引き続きご利用になれます。

税証明コンビニ交付サービス

税務住民課住民税班 ☎内線 111～113

役場窓口に来なくてもキオスク端末（マルチコピー機）が設置されているコンビニなどで、マイナンバーカードを利用して、各種税証明書を取得できるサービスです。

■取得できる証明書

最新年度の各種税証明書（課税証明書・非課税証明書・所得証明書）

■手数料

1通300円（窓口交付の手数料と同額です。）

■ご利用可能時間

6時30分から23時まで（12月29日～1月3日およびメンテナンス日を除く。また、各店舗の営業時間内に限ります。）

■サービスが利用できる店舗

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど。

■その他利用に関する注意点

- ・マイナンバーカードの交付を受けた当日、電子証明書の更新手続きの当日、および他の市町村で作成したマイナンバーカードの継続利用手続きを行った当日は利用できません。
- ・印刷不良の場合を除き、発行した証明書の交換や発行手数料の返金はできません。

税 の 納 期 一 覧

税務住民課収税班 ☎内線 116～118

納 期	町 税	県 税	国 税
4 月	固定資産税・都市計画税 1 期		
5 月	軽自動車税 全期	自動車税 全期	
6 月	町・県民税・森林環境税 1 期		
7 月	固定資産税・都市計画税 2 期 国民健康保険税 1 期		所得税予定納税 1 期
8 月	町・県民税・森林環境税 2 期 国民健康保険税 2 期	個人事業税 1 期	
9 月	国民健康保険税 3 期		
10 月	町・県民税・森林環境税 3 期 国民健康保険税 4 期		
11 月	国民健康保険税 5 期	個人事業税 2 期	所得税予定納税 2 期
12 月	固定資産税・都市計画税 3 期 国民健康保険税 6 期		
1 月	町・県民税・森林環境税 4 期 国民健康保険税 7 期		
2 月	固定資産税・都市計画税 4 期 国民健康保険税 8 期		
3 月			所得税 3 期 贈与税
毎月	町・県民税・森林環境税給与特別徴収（6 月～翌年 5 月） 町たばこ税	県たばこ税	所得税（源泉徴収）
随時	法人町民税	法人事業税 不動産取得税 法人県民税	法人税 相続税

税 の 証 明 な ど

税務住民課 ☎内線 111～118

税に関する証明書を申請できる方は、本人および同一世帯員または本人から委任状を受けた代理人です。

■窓口での申請方法

窓口に来られる方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証など）を持参し、税務住民課税の窓口申請してください。

■郵送での申請方法

申請書または任意の様式に住所、氏名、生年月日、連絡先（電話番号）、証明書の種類通数を記入し、切手を貼った返信用封筒、郵便局の定額小為替、本人確認ができるもの（運転免許証など）の写しを同封して税務住民課税の窓口申請してください。

なお、メールやファクスでの申請は受け付けていません。

種 類	手数料	備 考
所得証明	1 件/300 円	郵送申請可
課税証明		
非課税証明		
納税証明	無料	郵送申請可
車検用の軽自動車税の納税証明		
法人の所在証明		
評価・公課・課税台帳登載証明、名寄帳の閲覧	1 名義/300 円 （1 枚に 6 物件記載）2 枚以上にあたる場合は別途加算	郵送申請可
住宅用家屋証明	1 件/1,300 円	郵送申請可
地番図の閲覧	300 円	閲覧

毎月、最終日曜日に税務住民課税の窓口で、町税の納付および各種証明書の発行をしています。
日 時 毎月最終日曜日 8 時 30 分～12 時（12 月に変更になる場合があります。）

住まいとまちづくり

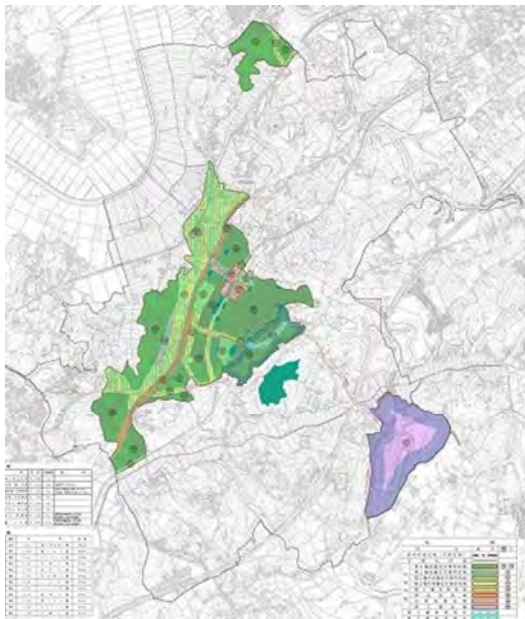
都市計画

まちづくり課計画整備班 ☎内線 153・156

■土地利用の制限

町全域が都市計画区域となっており、無秩序な市街地の拡大を防止して計画的な市街地の形成を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。

酒々井町都市計画図



市街化区域

計画的に市街化を進めるべき区域です。この区域は、市街地形成のため、快適な都市生活の環境づくりを目指します。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域です。この区域は、農業用施設や公益施設などの例外的なものを除いて、宅地開発や建築が厳しく制限されています。

用途地域

良好な市街地の形成や都市環境を維持するために定める地域です。市街化区域内を住居系、商業系、工業系など機能別に区分し、建築物の用途や構造の制限などを行う地域です。それぞれの地域に応じて建築物の用途や構造の制限などが定められています。

■地価公示等関連図書の閲覧

一般的な土地取引の場合やその他価格水準の把握のため毎年標準的な適正価格を公表し、土地取引な

どに役立たせるため、関連図書がまちづくり課で閲覧できますのでご利用ください。

■屋外広告物

屋外にはり紙、はり札、立て看板、広告塔などの広告物を設置する場合は、町の許可を必要とする場合があります。また、電柱などを利用する場合は、その所有者の許可も必要となります。

住宅・宅地

まちづくり課計画整備班 ☎内線 153・156

■宅地・建売住宅の購入

土地や住宅を買うことは、生涯のうちでも大きなイベントです。後悔することのないように次のことに注意しましょう。

契約する前に

- ①市街化区域か、市街化調整区域か、また広告と現地が一致するものか、専門的な知識のある人と一緒にいき、よく調べましょう。(駅からの距離、道路、環境、日照、面積、地形、電気、水道、排水など)
- ②登記はどうか、法務局で公図、所有者、面積、抵当権の有無、図面などを調べて現地と違いはないか確かめましょう。
- ③所有権、私道の制限、諸施設の整備状況なども確かめておきましょう。

適法な物件か

都市計画法、建築基準法、農地法、道路法などの制限法令がたくさんあります。契約する前に宅地建物取引士から説明を受け、できれば正しい手続きを経たものであるかどうかを役場で確かめましょう。

契約書について

内容をよく読み、重要事項説明書を含めて、十分説明を聞き、納得できないところを書き直してもらう慎重が必要です。ローンの条件もよく説明を受け、支払い期間、利率、不成立の時はどうするのか、なども明確に契約書に記入しましょう。

所有権の登記

代金を全額支払うときは、必ず引き換えに自分の名義で登記しましょう。

建築確認申請

まちづくり課計画整備班 ☎内線 156

建築物を新築、増改築する場合、建築計画が建築基準法などの規定に適合しているかどうか、着工前に建築主事または、指定確認検査機関の確認を受けなければなりません。良好な市街地をつくるためだけではなく、安全に暮らすために大切なことです。

耐震診断・改修工事補助金

まちづくり課計画整備班 ☎内線 156

木造住宅の安全性を高め、地震に強いまちづくりを進めるために、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準に基づき建築された木造住宅の耐震診断と耐震改修工事について費用の一部を助成します。

- ・耐震診断費用の 3 分の 2 以内の額（上限額 7 万円）
- ・耐震改修費用に要する額の 5 分の 2 以内の額（上限額 60 万）

住宅リフォーム補助金

まちづくり課計画整備班 ☎内線 156

生活環境の向上や町内産業の活性化などを目指して、住宅リフォーム工事を行う場合に工事費用の 10 分の 1 の額（上限額 10 万円）を助成します。

耐震シェルター・防災ベッド整備補助金

まちづくり課計画整備班 ☎内線 156

特に避難弱者となる高齢者の方や障がい者の方に対し木造住宅耐震シェルター・防災ベッドの整備費を助成します。

対 象 当該年度の末日に満 65 歳以上の方または障がい者が居住している世帯

耐震シェルター 上限額 25 万円、防災ベッド 上限額 10 万円（工事費用の 2 分の 1 の額）

危険コンクリートブロック塀等撤去補助金

まちづくり課計画整備班 ☎内線 156

地震発生時におけるコンクリートブロック塀などの倒壊による被害を防止するため、撤去にかかる費用の一部を助成します。

次の額のうち最も低い額（千円未満切り捨て）

- ・ブロック塀撤去に係る費用の全額
- ・撤去するブロック塀の長さに 1 m あたり 1 万円を乗じた額（上限額 10 万円）

家具転倒防止器具等購入費の助成

まちづくり課計画整備班 ☎内線 156

地震による家具の転倒などの被害から安全を確保するため、家具転倒防止器具などの購入および取り付け費用（千円未満切り捨て、上限額 1 万円）を助成します。

農 地

農業委員会事務局 ☎内線 351

農地を農地として売買や貸借するまたは農地を農地以外に転用する場合には、次のような手続きが必要になります。

■農地法第 3 条（耕作目的の売買、貸借などをする場合の手続き）

農地について、耕作することを目的として所有権の移転や貸借権などの設定をするなどの場合には農業委員会の許可を受けることが必要です。この許可を受けないで行った行為は無効となりますのでご注意ください。

なお、農地法第 3 条に基づく許可を受けるにあたって、令和 5 年 4 月 1 日より、下限面積（50a）が撤廃され面積要件がなくなりましたが、許可を受けるにあたっては①農地全てを効率的に利用して耕作を行うこと、②耕作に必要な農作業に常時従事すること、③農地の集団化・農業上の効率的な利用等に支障を生じないこと、④原則として農作業に年 150

日以上従事すること、等の要件を満たす必要があります。

また、許可申請については、毎月 21 日から 25 日（閉庁日は除く）までの受付期間を設けていますが、申請にあたっては、申請書、添付書類に不備や不足がありますと受け付けできません。事前に農業委員会事務局へ相談のうえ、余裕をもって手続きを行うようお願いします。

■農地法第 4・5 条（転用する場合の手続き）

農地を宅地などに農地所有者自身が転用する場合には農地法第 4 条、所有権の移転や貸借権の設定を伴う転用をする場合には農地法第 5 条の許可を受けることが必要です。市街化区域内の農地転用は農業委員会へ届け出をしてください。

なお、市街化調整区域の農地転用は県知事の許可を受けた後でなければ転用できません。これに違反すると法による罰則がありますのでご注意ください。

①市街化区域内の農地転用の届け出

市街化区域内農地の転用をする場合には、工事に着手する 1 週間前までに農業委員会事務局に届け出をお願いします。

なお、届け出の受け付けは随時行っており、届け出日からおおむね 1 週間程度で受理書を発行します。

また、届け出目的などにより他法令の調整が必要となる場合がありますのでご注意ください。

②市街化調整区域内の農地転用の許可申請

市街化調整区域内農地の転用をする場合には、県知事の許可が必要です。

なお、申請目的などにより申請前に他法令の許認可が必要となる場合がありますのでご注意ください。

また、許可申請については、毎月 21 日から 25 日（閉庁日は除く）までの受付期間を設けていますが、申請にあたっては、申請書、添付書類に不備や不足がありますと受け付けできません。さらに、令和 7 年度からは地域計画の変更が必要となり、手続きなどに時間を要することから事前に農業委員会事務局へ相談のうえ、余裕をもって手続きを行うようお願いします。

※農地を相続などにより所有することとなった際には、農業委員会への届け出をお願いします。

道 路

まちづくり課維持管理班 ☎内線 152・157～159

■道路工事施工承認

自動車の乗り入れに伴う歩道の切り下げやガードレール撤去などを行う場合は、それぞれの道路管理者の承認が必要となります。町道については、まちづくり課で申請手続きをしてください。

■道路占用許可

道路敷地内に物件を設置したり管類を埋設したりする場合は、それぞれの道路管理者の許可が必要となります。町道については、まちづくり課で申請手続きをしてください。

■道路使用許可

町道を利用し重量物を運搬する場合は、道路管理者の許可が必要となりますので、まちづくり課で申請手続きをしてください。

自転車等の駐車場

まちづくり課維持管理班 ☎内線 152・157～159

■有料駐車場利用手続き

京成酒々井駅東口および J R 酒々井駅西口・東口には、自転車と原動機付自転車（125cc まで）用の有料駐車場があります。継続して駐車場を利用する場合には、まちづくり課で登録が必要です。

登録できる方 利用しようとする各駐車場に最も近い駅の改札口から直線で 300 メートル以上離れて居住している方。

必要なもの 利用する方の住所・氏名・年齢を確認できるもの（免許証、保険証、学生証など）、登録手数料＜表 1＞が必要です。

また、登録時に、自転車については車体番号と防犯登録番号、原動機付自転車については、ナンバーを申請書に記入する必要があります。

■一時利用の利用方法

自転車等の有料駐車場は、利用手数料をお支払いいただくことで一時利用が可能です。利用手数料は＜表 2＞のとおりです。

＜表 1＞ 定期利用登録手数料

駐車場 区分	利用者 区分	金 額（年間）	
		自転車	原動機付 自転車
京成酒々井駅 東口	一 般	3,960 円	6,600 円
	高校生 以下	1,980 円	6,600 円
J R 酒々井駅 西口・東口	一 般	5,520 円	9,000 円
	高校生 以下	2,760 円	9,000 円

※町民以外の方は上記金額の 2 倍になります。

※ J R 酒々井駅西口・東口を利用される方は、I C カード定期券の発行手数料として、別途一枚につき 500 円が必要です。

＜表 2＞ 一時利用手数料

駐車場区分	金 額（1 日 1 回につき）	
	自転車	原動機付 自転車
京成酒々井駅 東口	100 円／日	200 円／日
J R 酒々井駅 西口・東口	100 円／24 時間 ごとに	200 円／24 時間 ごとに

公園等愛護活動推進

くらし安全協働課機動班 ☎内線 361・362

■公園等愛護活動推進事業

身近な公共施設である公園などの清掃や除草の維持管理について、地域の方々による環境美化運動を応援します。

事業概要

活動を希望する団体（5 人以上）が、認定申請書を提出し、認定後に町と協定書を交わし、公園などの清掃や除草活動を行います。

報奨金

公園などの面積および除草回数に応じて、基礎報奨金・除草等報奨金をお支払いします。

公園等愛護団体に対する報奨金

・基礎報奨金

公園面積が 1,000 m²未満…年額 9,000 円
1,000 m²以上…年額 12,000 円

・除草等報奨金 1 m²当り回数に応じて年額 10 円～30 円

資材等支給事業

くらし安全協働課機動班 ☎内線 361・362

身近な道路（認定外）水路などを住民自ら整備・補修する工事について、町がその資材を支給し、地域住民が施工することにより地域の連携を図り、住民参加型のまちづくりを進めます。

事業概要

受益者が 5 人以上で行う町道認定外道路、農道、水路などの整備・補修工事で地域住民などが自ら施工する工事に関し、町が作業に必要な資材の支給および重機の手配を予算の範囲で行います。（燃料は受益者負担になります。）

申請者は、区長もしくは自治会長、その他団体の長で、事業主体は、区、自治会、その他団体となります。資材等支給事業を希望する場合は、事前にご相談ください。

生活・環境

上 水 道

上下水道課 ☎496-7725

■家庭の水道工事

給水装置の新設・改造・修理などの工事申し込みは、必ず町指定給水装置工事事業者へお願いします。

また、配水管が布設されていないため給水できない地区もあります。家を建てる場合は事前に上下水道課にご相談ください。

町内の指定給水装置工事事業者(50 音順)

指定事業者名	住 所	電話番号
(資)アイキョウ	中川 37	☎496-2433
カトウプランニング	飯積 134-6	☎481-6310
(有)技建工房	尾上 108	☎496-8287
白井工業(株)	墨 97-3	☎496-0702
山崎産業(株)	上本佐倉 15	☎496-0541

■料金の徴収

次のようなときは委託業者のヴェオリア・ジェネツ（株）にご連絡ください。

- ・水道の開栓・閉栓の届け（3日前までに連絡してください。）
- ・水道の所有者、使用者の変更届
- ・水道の検針・料金に関すること

ヴェオリア・ジェネツ（株）		
所在	酒々井 1765-1 ☎496-6969	
営業時間	月～金曜日	8時30分～17時15分
	土 曜 日	8時30分～12時
	日曜・祝日は営業していません。	

■災害時の応急給水について

地震などにより大規模な断水が発生した場合は、町内の各給水ポイントで応急給水を行います。給水ポイントは、町指定の避難場所（10 ページ参照）に設けます。

■こんなときは

長時間使わなかったときの水	長時間水道を使わなかったときは、ご家庭内の水道水が滞留しているため、塩素が減少し消毒効果が薄れている場合があります。旅行などから帰った後に水を使う時は、バケツ一杯分程度の水を飲み水以外に使うようにしてください。
---------------	---

赤っぽい濁り水

水道水に含まれている鉄やマンガンなどが、水中の酸素や塩素により酸化されて水道管の内部に付着し、水の流速や流れの変化などにより剥がれ落ちて濁り水となって流れ出たものです。この場合は、少しの間、蛇口から水を流していただき、きれいな水になってからご使用ください。また、万一飲んでしまった場合でも害はありませんので、ご安心ください。

白い濁り水

水道管内に入った空気がかき混ぜられて非常に細かい気泡となり白い水となって流れ出たものです。水自体に汚れはありませんので、ご安心ください。コップなどに取って、少し放置して見ていただくと澄んだきれいな水になっていくのがわかります。

下 水 道

上下水道課 ☎496-7725

■水洗トイレの故障・工事

ほとんどの詰まりは、市販の「ラバーカップ」で直ります。水が止まらない場合には①タンクに給水する管についている「止水栓」をドライバーで締めてみる②タンク内の鎖がからんでいたり、はずれていないか③パッキンやフロート弁が古くなっていないか点検し、交換してください。それでも修理が必要なときは、酒々井町下水道排水設備指定工事店に依頼してください。

なお、宅地内の下水排水施設の設置、改造工事についても酒々井町下水道排水設備指定工事店に依頼してください。

町内の下水道排水設備指定工事店(50 音順)

指定事業者名	住 所	電話番号
(資)アイキョウ	中川 37	☎496-2433
大木化工建設(株)	中央台 1-27-8	☎496-7710
カトウプランニング	飯積 134-6	☎481-6310
(有)技建工房	尾上 108	☎496-8287
白井工業(株)	墨 97-3	☎496-0702
山崎産業(株)	上本佐倉 15	☎496-0541

詰まったらラバーカップで試してみましょう。



■水洗化を早めよう

明るく清潔な環境にするためには、処理区域の皆さんに一日も早く水洗化していただくことです。処理区域の皆さんは、使用開始の日から3年以内に水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたもの）に限る。下水道法第11条の3第1項）に改造することが義務づけられています。

■料金の徴収

次のようなときは委託業者のヴェオリア・ジェネッツ(株)にご連絡ください。

- ・下水道の使用開始・休止・廃止の届け出（3日前までに連絡してください。）
- ・下水道の所有者、使用者の変更届
- ・下水道の料金に関すること

ヴェオリア・ジェネッツ(株)		
所在	酒々井 1765-1 ☎496-6969	
営業時間	月～金曜日	8時30分～17時15分
	土曜日	8時30分～12時
	日曜・祝日は営業していません。	

ごみの出し方

経済環境課環境対策室 ☎内線 342・344

■分別方法・収集日

地域によって収集日などが異なるため、「ごみ収集カレンダー」または「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

ごみ収集カレンダーは、毎年3月に自治会などを通し全戸配布するほか、経済環境課窓口でも配布しています。

ごみは、収集日の午前8時までに集積所に出してください。指定ごみ袋以外で出されたごみ、分別されていないごみは収集しません。必ず指定ごみ袋を使用してください。

■粗大ごみ（有料）

家庭から出る粗大ごみの出し方は、次の3通りです。ごみ集積所に出しても回収されません。

①粗大ごみ処理券または粗大ごみ処理袋を購入し、収集してもらう方法

収集業者

業 者 名	対象地域
中 屋 企 業 ☎496-5174	中央台、東酒々井五丁目、ふじき野、成城台団地、上本佐倉一丁目、スーパーセンタートライアルから佐倉寄りの上本佐倉・本佐倉
酒々井企業 ☎496-0808	上記以外にお住まいの方

予約受付時間 平日の13時～17時

収集時間 平日の13時～16時

※収集希望日の7日前までに直接お電話ください。

②自分で酒々井リサイクル文化センターに搬入する方法

自己搬入をする場合は、免許証などの酒々井町民であることが確認できるものを持参してください。

なお、搬入できないごみもありますので、ごみ収集カレンダーなどでご確認ください。毎月第2回目の土曜日と翌日曜日も搬入することができます。

③引越しなどで多量のごみが出る場合、許可業者に収集を依頼する方法

許可業者

業 者 名	電話番号
島田商事(有)	☎496-7537
(株)北辰産業	☎489-7969
環境美装	☎0476-93-5246
共同リサイクル(株)	☎0476-35-2635
(有)最上商会	☎0476-93-2636
みどり産業(株)	☎0436-22-2020
(有)佐倉環碧	☎484-3932
(株)サン・クリーンサービス	☎423-3629

■処理できないごみ

次のごみは、自己搬入でも処分することはできません。

- ・テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫
購入店か町内家電取扱店、町と協定を締結しているリネットジャパンリサイクル株式会社
☎0570-056-006 にご相談ください。
- ・パソコン（本体、ディスプレイ）
各メーカー、リネットジャパンリサイクル株式会社
☎0570-085-800 にご相談ください。

ごみの減量化

経済環境課環境対策室 ☎内線 342・344

■拠点回収

ペットボトルを町内協力店（ナリタヤ）で、乾電池および蛍光灯は町内協力店と経済環境課窓口で回収しています。乾電池および蛍光灯は集積所回収も行っています。

乾電池・蛍光灯回収協力店

協 力 店	所 在
(資)アイキョウ	中川 37
キタガワ電気	中央台 1-5-18
※(有)写真のヒガサ	東酒々井 1-1-351
つるおかでんき	酒々井 1604-3
(有)デンキのお医者	柏木 157-7
ハラデン(株)原電機	上本佐倉 70-1

※(有)写真のヒガサは、乾電池のみ

■コンポスト・機械式生ごみ処理機

家庭から出る生ごみを自家処理するための容器（コンポスト）や機械式生ごみ処理機などを購入する方への補助事業を行っています。

■資源回収事業

資源回収団体（区、自治会、子ども会など）が、ごみの減量化・再資源化を図るために資源回収を実施した場合、団体に報償金を交付します。新たに資源回収を実施する団体は登録が必要です。

環境の保全

経済環境課環境対策室 ☎内線 342・344

■住宅用設備等脱炭素化促進補助事業

家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用設備等【太陽光発電システム（新築に限る）、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車およびV2H充放電システム】を設置・購入する場合、補助金制度があります。

■高度処理型合併処理浄化槽の設置助成事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象区域で高度処理型合併処理浄化槽を設置する場合、補助金制度があります。

補助金額や対象は、ホームページをご確認ください。



■残土による土地の埋立

町内で 300 平方メートル以上の土地を残土などで埋め立てなどをする場合は、「酒々井町土砂等の埋め立てなどによる土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」による許可などが必要となります。

詳しくは、ホームページをご確認ください。

残土などによる埋立てを計画している事業者や土地の所有者は、あとに問題を残さないためにも事前に経済環境課にご相談ください。



■ごみや残土の不法投棄

不法投棄されたごみの撤去は、その土地の所有者が処理しなければなりません。道路沿いの山林などの土地を所有されている方は、不法投棄を防止するための柵や看板などを設け、定期的な見回りをして監視することを心がけましょう。

町では、不法投棄がわかった場合は、ごみを撤去するよう指導しています。

また、不法投棄の防止のための看板を設置するとともに不法投棄監視員による監視体制を強化しています。

■畜犬登録および狂犬病予防注射

生後 90 日以上を飼っている方は、犬を登録し、毎年 4 月から 6 月に狂犬病予防注射を受けなければなりません。

また、集合狂犬病予防注射は毎年 4 月に行います。詳細については、「広報ニューしすい」でお知らせします。

なお、登録した犬に異動（死亡・譲渡）があった場合は、経済環境課環境対策室へ届け出てください。



産 業 振 興

産 業 振 興

経済環境課商工振興班 ☎内線 346

■町中小企業資金融資制度

町では、千葉県信用保証協会および金融機関の協力により運転資金・設備資金・特別小口事業資金の融資を行っています。



融資制度の内容

融資対象 融資期間	町内で1年以上同一の事業を営んでいる中小企業者の融資資金			
	運転資金		500万円以内（5年以内）	
	設備資金		1,000万円以内（10年以内）	
	特別小口事業資金（運転資金）	300万円以内（5年以内）		
	（設備資金）		700万円以内（10年以内）	
融資利率	運転資金・設備資金・特別小口事業資金			
	3年以内	年 2.80%	5年超 10年以内	年 3.70%
	3年超 5年以内	年 3.10%		
保 証 料	千葉県信用保証協会の保証付き融資となりますので保証料が必要になります。			
	種 類		保 証 料 率	
	運転資金	個人 0.5%～2.2%	法人	0.5%～2.2%
	設備資金	個人 0.5%～2.2%	法人	0.5%～2.2%
	特別小口	個人 1.0%	法人	0.5%～2.2%
利子補給率	運転資金・設備資金・特別小口事業資金			
	3年以内	年 2.00%		
	3年超 10年以内	年 2.20%		
連帯保証人	原則として、個人は不要、法人は代表者			
担 保	千葉県信用保証協会・金融機関が必要なとき			
返済方法	元金均等返済・元利均等返済			
取扱金融機関	千葉銀行酒々井支店 京葉銀行酒々井支店			

※融資利率などは金融情勢により変動する場合があります。

問い合わせ

この他にも県の融資制度などがありますので、お気軽に経済環境課商工振興班または商工会へお問い合わせください。

商工会 ☎496-0063

選挙・議会・広報

選挙

選挙管理委員会（総務課内） ☎内線 214

■選挙権

選挙は、国や地方の政治に直接たずさわる代表者を選ぶ大切なものです。酒々井町で投票できる方は、満 18 歳以上の日本国民で、引き続き 3 カ月以上町に住所のある方です。

■選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙権のある方をあらかじめ登録しておき、投票のとき、これと照合して選挙人であるかどうかを確認するため、町選挙管理委員会で作成しています。選挙権はあっても、名簿に登録されていないと投票することはできません。

■投票

選挙人名簿に登録されている方には、選挙が行われるとき投票所の入場券を郵送します。もし入場券が届かなかったり、なくしてしまったりしたときでも名簿に載っていれば投票できます。当日、投票所で係員に申し出てください。

なお、入場券に記載された投票所以外では投票できません。



郵送される入場券の例

期日前投票

仕事の都合や病気のほか、レジャーや買い物などにより投票日に投票所で投票できない方は、前もって期日前投票ができます。期日前投票は、投票日が公示（告示）された日の翌日から投票日の前日までの土曜・日曜・国民の祝日を問わず、毎日 8 時 30 分から 20 時まで行っています。

不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなど法令で定められた施設に入院・入所している方は、その施設において不在者投票をすることができます。

また、仕事などの都合により酒々井町以外の場所に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

郵便などによる投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証の区分が一定の要件に該当する方は、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けて郵便などによる不在者投票ができます。

※下表に該当する方で、身体障害者手帳では上肢または視覚の障がいの程度が 1 級の方、戦傷病者手帳では上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第 2 項症までの方は、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせて投票することができます。

区 分	障がいの状態	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1 級または 2 級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1 級または 3 級
	免疫、肝臓の障がい	1 級～3 級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第 2 項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第 3 項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護 5

代理投票 字の書けない方や身体の不自由な方は、投票所でそのことを申し出れば、係員が選挙人の指示する候補者の氏名などをお書きします。

点字投票 目の不自由な方で点字のできる方は、申し出れば点字で投票ができます。



町議会のしくみ

議会事務局 ☎内線 251・252



■議会の構成

町議会とは、町民の直接選挙によって選ばれた 16 人の議員で構成される議決機関です。

議会は、定例会と臨時会があり、定例会は毎年 3 月・6 月・9 月・12 月の年 4 回開かれます。臨時会は必要に応じて開かれます。いずれも、町行政の事務、事業などを審議します。

■請願（陳情）の提出

町民は誰でも、町の行政に対して要望や意見を伝えるために請願（陳情）を議会に提出することができます。詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

■議会の傍聴

議会がどのように行われ、皆さんの選んだ議員がどのような活動をしているかを知るには、本会議を傍聴する方法があります。

傍聴を希望される方は、議会の当日、受け付けで必要事項を記入してから傍聴してください。

また、インターネット中継で閲覧もできます。

■議会だよりしすい

議会の活動状況を皆さんに知っていただくために、年 4 回「議会だよりしすい」を発行しています。皆さんのご家庭には、新聞折り込みによりお届けしています。郵送を希望される方は、議会事務局へご連絡ください。

また、「議会だよりしすい」は町ホームページ、スマートフォン・タブレット向けアプリ「マチイロ」からもご覧いただけます。

広報ニューしすい

企画財政課広報広聴班 ☎内線 223

町の取り組みや催しものなどを皆さんにお知らせするため、「広報ニューしすい」を毎月 1 日に発行し、ご活用いただけるよう新聞折り込みや町内施設、スーパーなどに設置しています。

また、「広報ニューしすい」は町ホームページ、スマートフォン・タブレット向けアプリ「マチイロ」からもご覧いただけます。

■マチイロ

アプリでは広報紙などのほか、ホームページの更新情報なども見ることができます。ぜひダウンロードいただき、酒々井町をご登録ください。

URL <https://machihiro.town/>

■広報紙の郵送

町内在住で新聞を購読していないご家庭やインターネットの環境がないご家庭には郵送対応もしますので、ご希望の方は企画財政課広報広聴班までご連絡ください。

■声の広報

目の不自由な方のために、ボランティアの方が広報を朗読したテープ、CD を貸し出しています。社会福祉協議会（☎496-6635）までお申し出ください。

■有料広告

「広報ニューしすい」に、お店や会社などの広告が掲載できます。広告の内容などによっては掲載できない場合もあります。

申込期限 掲載希望月の前々月 25 日

広告の規格・掲載料

- ・ 1 号広告 縦 4.5cm×横 8.6cm 5,000 円
- ・ 2 号広告 縦 4.5cm×横 18cm 10,000 円
- ・ 3 号広告 縦 9.8cm×横 18cm 20,000 円



町公式X

企画財政課広報広聴班 ☎内線 223

町では、Xを運用し行政情報などを発信しています。Xのアカウントをお持ちの方は、ぜひフォローをお願いします。

アカウント	
酒々井町役場	@shisui_town
イベントや耳より情報、防災など酒々井町の旬な情報をお知らせします。	
酒々井町 総務課	@s_town_soumu
町の行政情報などをお知らせします。	
酒々井町 くらし安全協働課	@s_town_anzen
町の防災行政無線より放送された防災・防犯・行政情報などをお知らせします。	
酒々井町 保健センター	@s_town_kenkou
大人の検診、子どもの健診、健康づくりに関する教室などの情報をお知らせします。	
酒々井町 経済環境課	@s_town_keizai
ごみの収集についてや、消費生活、農政事業、環境事業についてお知らせをします。	
国史跡本佐倉城跡	@s_town_shiroato
本佐倉城跡や千葉氏、酒々井町の歴史について発信します。	

町公式LINE

企画財政課広報広聴班 ☎内線 223

町公式LINEでは、町の行政情報やイベント情報のほか、災害などの緊急情報を配信しています。LINEアカウントをお持ちの方は、ぜひ友達登録をお願いします。

名称 酒々井町

アカウント @shisui_town

友達追加はこちらから→



町デジタルサイネージ

企画財政課広報広聴班 ☎内線 223

町ではJR酒々井駅西口にデジタルサイネージを設置し、町のイベント・観光情報をはじめとするさまざまな行政情報を配信しています。

■有料広告

デジタルサイネージには、お店や会社などの広告が掲載できます。広告の内容などによっては掲載できない場合もあります。

申込期限 掲載希望月の前月初日

広告の規格・掲載料

- ・静止画広告 20秒 2,000円
- ・動画広告 15秒 1,500円
- ・動画広告 30秒 3,000円

掲載期間 原則、月の初日からその月の末日までの1カ月単位（31日単位）とする。



町ホームページ

総務課情報推進班 ☎内線 217・218

町の行政情報をはじめ、皆さんの暮らしに役立つ情報を必要なタイミングで提供しています。

URL <https://www.town.shisui.chiba.jp/>

観光・見どころ

国史跡本佐倉城跡

生涯学習課文化財班 ☎496-5334

城跡の規模は35万平方メートルにも及び、現在でも土塁や空堀などがほぼ完全な姿で残されており、貴重な文化財として平成10年9月11日に国の史跡に指定され、平成29年4月6日には「続日本100名城」の一つに選ばれました。戦国時代を思い浮かべながら散策してみてもいいかもしれません。



本佐倉城跡航空写真

国史跡本佐倉城跡案内所

☎376-5747

施設内には、本佐倉城跡と千葉氏の歴史解説パネルや地形模型、発掘調査で出土した遺物などの展示のほか、紹介映像の上映を行っています。町の歴史・自然創造拠点として、地域住民・ボランティアガイド、来訪者などが集い、交流を行う施設です。



「下がり松」印旛沼眺望名勝地

生涯学習課文化財班 ☎496-5334

「下がり松」は江戸時代宿場町として栄えた酒々井宿の北のはずれに位置し、印旛沼に向かって視界が開けた眺めのよい場所です。当時は印旛沼に浮かぶ高瀬舟や漁師の小舟、遠方には筑波山まで眺めることができ、酒々井の景勝地として浮世絵や紀行文などに描かれました。

この景色はいまでも眺めることができ、酒々井町のビューポイントとなっています。



酒の井の碑

生涯学習課文化財班 ☎496-5334

ある孝行息子が見つけた井戸から酒がでてきたことが、酒々井の地名の起源といわれています。

平成19年度には、地域の有志の方々が、酒の井の碑周辺を整備し、素敵な憩いの場へと生まれ変わりました。酒の井の碑は、下宿の円福院の境内にあります。



飯積の大杉

生涯学習課文化財班 ☎496-5334

千葉県古木 200 選にも選ばれた目通り周囲 4.3m の巨幹を誇り樹齢およそ 700 年といわれる大杉は飯積の伊豆神社境内にあります。神社の建設年代・由緒などは不明ですが、創建当時の植樹であろうと推定されています。昭和 46 年に町の指定文化財となりました。



また、山頂には、明治天皇が三里塚種蓄場へ行幸の途中、木内常右衛門邸に御小休所として立ち寄られたことから、記念碑が建てられています。

しすい・ハーブガーデン

しすい・ハーブガーデン ☎496-4909

潤いと健康をもたらす「ハーブ」を、より多くの人に慣れ親しんでもらおうと開園された観光施設で



す。観賞用ガーデンは常時開園していますので、ご自由にご鑑賞ください。(入園無料)

■ハーブガーデンショップ・喫茶

ハーブ苗、ハーブ加工品などの販売をしています。喫茶では、園内で栽培されたハーブを使ったハーブティーなどをお楽しみいただけます。

営業時間 10 時～16 時

定休日 4 月～11 月は月曜日、12 月～3 月は休園
※臨時休園をすることがありますので事前にお問い合わせください。

築山

生涯学習課文化財班 ☎496-5334

酒々井と中川の境にある通称「築山」からの眺望は、素晴らしいものです。北に向かうと、印旛沼と白い順天堂大学のキャンパスが見え、晴れた日には、筑波山がくっきりと見えます。



酒々井町公式観光アプリ

問い合わせ 文化観光課文化観光振興班 ☎496-0123

酒々井ぶらりMAP



POINT1 魅力的なスポットが満載！

近くのスポットを検索したり、ルートを調べたり、オリジナルプランを作ることができます。

POINT2 本佐倉城の再現 VR と AR マップ

国指定史跡本佐倉城の再現 VR! イラストに現在地が表示される AR マップで城山散策を楽しめます。

POINT3 多言語対応&オフラインマップ

/Multi Language & Offline Map

This app is available in Japanese, English, Chinese and Korean. And, you can use this app even in places without Wi-Fi access.

POINT4 自転車マップ機能を追加！

自転車で酒々井観光を楽しめるマップを掲載。走行距離や速度、消費カロリーもわかります。



App Store
からダウンロード



Google Play
からダウンロード

酒々井町のイベント・祭り

4月 上岩橋の獅子舞

【4月第1日曜日】

上岩橋の獅子舞は、江戸時代から五穀豊穡を祈願して、4月の第1日曜日に獅子舞を区の鎮守、菊賀、駒形、大鷲神社に奉納しています。昭和46年に、町の指定文化財となりました。



10月 スポーツ・レクリエーション祭

【10月第2日曜日】

「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に参加できる軽スポーツを中心としたスポーツの祭典「スポーツ・レクリエーション祭」を開催します。

当日に参加できる競技種目や体力測定コーナーなどもあります。

ぜひ皆さん一緒に参加して、スポーツの秋を楽しみましょう。



7月 墨の獅子舞

【7月第3日曜日】

墨の獅子舞は、享保19(1734)年に区の鎮守六所神社を新築したときに奉納したのが始まりで、毎年7月の第3日曜日に奉納しています。昭和42年に、県の無形民俗文化財に指定されました。



10月 町民文化祭

【10月下旬～】

芸術文化に対する関心を高め、参加者が日ごろの学習活動の成果を発表する場です。舞台部門、展示部門、実演・体験部門に分かれて開催しています。

11月 ふるさとまつり

【11月下旬の土曜日】

町の最大イベント「ふるさとまつり」は、中央台公園を会場に開催されます。町のいろいろな生產品や産業の紹介、新鮮な野菜の即売やチャリティーバザーなどが行われます。

また、無料でお得な催しがありますので、皆さんぜひご来場ください。



7月 馬橋の獅子舞

【7月第3土曜日】

馬橋の獅子舞は、江戸時代より伝承されており、毎年7月の第3土曜日に区内の香取神社に奉納しています。昭和52年に、町の指定文化財となりました。



主要施設などの利用案内

プレミアム酒々井

プレミアム酒々井 ☎496-8681、図書館 ☎496-8682

文化ホールは、講演会や音楽会など使い勝手もよく、防音構造に配慮し、親子席もあります。エントランスホールには、ふれあい憩える場があります。図書館は、図書や雑誌、視聴覚資料を貸し出します。子どもの読み聞かせにも利用できる「こども図書館」や、インターネットコーナーなどがあります。

■文化ホールなどの利用案内

下表の受付期間を参考のうえ、直接来館し、申請してください。電話での予約はできません。

利用時間 9時～17時（夜間の使用がある場合は21時）

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日に振替）、祝日の翌日（土日の場合は平日に振替）、年末年始（12月29日～1月4日）、教育委員会が特に休館を必要と認めた日

施設内容・使用料など

施設名	収容人員	使用料（時間）	受付期間
ホール（楽屋使用含む）	350人	3,500円	使用日の9カ月前から1カ月前まで ※9カ月前の月の初日に抽選を実施
ホール（舞台のみ）		1,050円	
楽屋1（洋室）（単独使用時）	10人	200円	使用日の1カ月前から1週間前まで
楽屋2（和室）（単独使用時）	10人	200円	
第1会議室	36人	300円	使用日の2カ月前から1週間前まで
第2会議室	45人	400円	
多目的室	12人	200円	
朗読録音室	4人	200円	

※17時以降の使用料は20%増しとなりますので、ホールなどの附帯設備使用料はお問い合わせください。

※町外在住者、営利目的及び入場料がある場合の使用料はお問い合わせください。

※受付期間の初日が、休館日の場合は、前日の開館日に受け付けします。

※ホールは、利用日の9カ月前の月の初日（休館日の場合は翌日）を受付開始日とし、1カ月分を受け付けます。受付開始日の9時に、利用申請の順番を抽選で決定します。

■図書館の利用案内

利用時間 9時～17時

休館日

- ・月曜日（祝日の場合は翌日に振替）
- ・祝日の翌日（土日の場合は平日に振替）
- ・毎月第3木曜日
- ・年末年始（12月29日～1月4日）
- ・特別整理期間（年間10日以内）
- ・教育委員会が特に休館を必要と認めた日

貸出カードの利用登録

- ・町内在住、在勤・在学の方
- ・町に隣接する自治体に住所を有する方

※貸出カードの有効期限は、登録（更新）日から5年間です。

図書館資料を借りる

資料の種類	貸し出し数	貸し出し期間	予約数
本・雑誌・紙芝居	10冊まで	2週間	10冊まで
CD・DVD	2点まで	2週間	2点まで

※本などは期間内で予約者がなければ、2週間延長できます。ただし、視聴覚資料の延長はできません。

電子書籍サービスを利用する

町内在住、在勤・在学で、貸出カードをお持ちの方は利用できます。

貸し出し数	貸し出し期間	予約数
3点まで	2週間	3点まで

中央公民館

中央公民館公民館班 ☎496-5321

学習や研究の場としてご利用いただける施設です。生涯学習を推進し、地域社会づくりを目指して、各種の教室や講座を積極的に行っています。

利用申請 利用予定日の1カ月前から5日前までに直接来館し、申請してください。

利用時間 9時～17時（許可を受ければ21時まで利用可能。ただし、日・月曜日は不可。）

休館日 毎週月曜日、祝日、年末年始、教育委員会が特に休館を必要と認めた日

施設使用料 下表の通りです。中央公民館へ登録された社会教育関係団体は、公民館の利用促進および団体の活性化を図る目的として施設使用料が1/2免除となります。

	施設名	収容人員	1時間あたりの施設使用料		1時間あたりの施設使用料 (1/2免除適用団体)	
			9時～17時	17時以降	9時～17時	17時以降
1階	講 堂	200人	1,010円	1,260円	500円	630円
	茶 室	5人	130円	190円	60円	90円
	和室1・2	15人	250円	380円	120円	190円
	会議室	30人	380円	500円	190円	250円
	調理実習室	36人	500円	630円	250円	310円
	サークル室	20人	250円	380円	120円	190円
	ロビー	展示など	無料	無料	無料	無料
2階	研修室	43人	500円	630円	250円	310円
	学習室	30人	380円	500円	190円	250円
	視聴覚室	63人	500円	630円	250円	310円
	工芸室	36人	380円	500円	190円	250円

酒々井コミュニティプラザ

コミュニティプラザ ☎496-4461

集会や研修、健康増進の場として気軽に楽しくご利用いただける施設です。

利用申請 コミュニティプラザで申請手続きをしてください。予約は、使用日の1カ月前から電話でも受け付けますのでご利用ください。

利用時間 9時～21時（入浴は11時～20時30分）※受け付け終了20時

休館日 年末年始、町が特に休館を必要と認めた日

施設内容・使用料など 下表の通りです。

	施設名	収容人員	使用料（時間）	利用種目など
1階	多目的ホール	179人	1,000円（全 面） 500円（半 面） 250円（1/4 面）	バスケットボール、バレーボール、インディアカ、バドミントン、バドボン、卓球、ダンスなど
2階	大 広 間	130人	600円	
	和 室	30人	200円	
	第1会議室	15人	200円	
	第2会議室	15人	200円	
	浴室（男・女）	5～7人	100円／人	
屋外	多目的広場		6時間毎50円／人	

※17時以降の使用料は50%増しとなります。

※町外在住者および夜間、営利目的で使用する場合はお問い合わせください。

総合公園

総合公園管理棟 ☎496-7220 (9時～16時)

利用申請 利用予定日の1カ月前から総合公園管理棟で申請を受け付けます。

休場日 年末年始

野球場(軟式)・球技場

利用時間

・野球場…2時間が1単位です。

4月～9月 6時～18時

10月～3月 8時～16時

・球技場…2時間が1単位です。

4月～9月 6時～18時

10月～3月 8時～16時

野球場・球技場使用料(町内在住・在勤者以外は倍額)

区分	野球場	球技場
一般	1,930 円	760 円
大学生以下 (小・中・高校生)	1,440 円	570 円

テニスコート

利用時間 2時間1コートが1単位です。

4月～9月 6時～18時

10月～3月 8時～16時

使用料(町内在住・在勤者以外は倍額)

区 分	2時間1コート
一般	840 円
大学生以下 (小・中・高校生)	630 円

都市公園

まちづくり課維持管理班 ☎内線 159

中央台公園、昭和公園などの都市公園を団体で利用することができます。

ただし、スパイク(野球・ゴルフなど)は禁止されています。

利用申請 使用日の月の前月15日からまちづくり課で申請を受け付けます。

学校体育施設

生涯学習課スポーツ振興班 ☎496-5334

学校の体育施設を学校教育に支障が無い範囲で、町民に一般開放しています。

開放施設・開放日時・使用料(1時間当り)

施設名	開放日時		使用料
中学校体育館	全日	19時～21時30分	半面 200 円
中学校テニスコート	全日	19時～21時30分	2面 200 円
中学校修学館	全日	19時～21時30分	全面 100 円
小学校体育館	平日	18時30分～21時30分	全面 200 円
	休日	9時～21時30分	

※小学校は酒々井小学校、大室台小学校の2校です。

墨スポーツ広場(軟式野球場)

生涯学習課スポーツ振興班 ☎496-5334

利用申請 施設を利用するには、事前に団体登録が必要です。利用を希望される方は、生涯学習課へお問い合わせください。

利用時間 9時～18時 3時間を1単位

休場日 年末年始

隣 保 館

隣保館 ☎496-1107

高齢者音楽健康教室・ヨガ教室などを開催しています。募集は広報ニューすいに掲載しています。
休館日 日曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日） 館長が特に休館を必要と認めた日

生涯生活センター

経済環境課農政振興班 ☎内線 341・343

皆さまが農産物の加工や資源を活用した創作活動など、多目的に利用できる施設です。

利用申請 使用日の3カ月前から3日前までに経済環境課で申請手続きをしてください。予約は、電話でも受け付けますのでご利用ください。

利用時間 8時30分～17時

休館日 土・日・祝日および年末年始（12月28日～1月4日）、町が特に休館を必要と認めた日

施設内容・使用料など

施設名	定員	使用料	
		一日	半日
家事共同 学習室	20人	1,260円	630円
		130円/人（付加使用料）	
創作活動室	30人	1,260円	630円
※町外者の使用料は50%増し（付加使用料を除く）			

酒々井町地域活動拠点施設^{しもじゅく}下宿ベース

くらし安全協働課活動推進班 ☎内線 361・363

住民によるまちづくりを推進するための活動拠点施設です。住民公益活動団体をはじめ、各種一般サークルなどの皆さまも広くご活用いただけます。

（下宿ベースの名称は、酒々井下宿地区にちなんでいます。）

住所 酒々井町酒々井 1719-1

駐車場 7台（うち軽自動車用1台）

利用時間 9時～21時

休館日 年末年始（12月28日～1月4日）

施設内容・使用料など

施設名	広さ	定員	使用料（時間）
水仙の間	6帖	8人	100円
梅の間	8.5帖	12人	150円

利用対象者 次の条件を満たす方

- ①町内に住所を有する方
- ②下宿ベースの設置目的※に適合した活動を行う町民及び各種団体（※住民によるまちづくりを推進するため、地域住民の活動拠点となる施設）

利用方法

- ①利用する日の3カ月前から3日前までに利用許可申請書を提出し許可を受ける。
- ②利用日当日（利用日が土・日・祝日の場合は、その前の平日）にくらし安全協働課で使用料を支払い、カギを受け取る。
- ③警備の解除、玄関および各部屋の鍵の開閉は利用者が行う。
- ④活動終了後は清掃、戸締り、警備を開始し、くらし安全協働課へカギを返却する。

禁止事項

- ①飲酒、喫煙（駐車場も含む）
- ②寄附金を募ることや物品の販売など
- ③営利を目的とした活動
- ④政党の政治または公私の選挙に関する活動
- ⑤宗教に関する活動
- ⑥音楽活動

げんき館

健康福祉課介護保険班 ☎375-8405

いつまでも元気な暮らしを楽しむことができるよう、高齢者と多世代の町民との交流を促進し、健康の維持および生きがいづくりを支援すると共に、住民福祉の増進を図ることを目的としています。

開館時間 9時～17時

休館日 毎週月曜日、年末年始（12月28日～1月4日）、町が特に休館と認めた日



まるごとしすい

まるごとしすい ☎376-6810

地元農家さんの新鮮野菜や、酒々井町や近隣市町の特産品、個人やサークル団体が製作されたハンドメイドクラフト商品などの販売を行っているほかレンタサイクルやフリースペースの貸出しなどを行っています。

開館時間 9時～18時

休館日 毎週月曜日（祝日の場合はその翌平日）および年末年始（12月29日～1月3日）

しすいふれ愛タクシー

社会福祉協議会 ☎496-6635

自宅から目的地まで乗合タクシー方式による「しすいふれ愛タクシー」を運行しています。利用にあたっては事前に利用登録が必要です。利用登録は、社会福祉協議会で受け付けています。

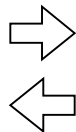
運行時間 平日のみ（土・日・祝休日および年末年始（12月29日～1月3日）は運行していません。）
8時～17時 最終乗車 16時30分 ※15時～16時頃はスクールバスの運行と重なる場合あり。

電話受付 平日のみ（土・日・祝休日および年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
7時30分～16時30分 ※予約の受け付けは1週間前からです。



情報センターで予約受け付け
平日のみ ☎481-6000
(オペレーターが予約を受け付けます。)

利用者宅から
(乗車場所まで
お迎えに行きます)



商店や・病院など
から
(乗車場所まで
お迎えに行きます)

※道路事情などにより乗降場所まで行けない場合があります。

町内どこからでも利用できます。原則、町内の運行ですが、成田赤十字病院、日医大千葉北総病院、さくら斎場へは運行します。

なお、乗り合いタクシーのためお迎えの時間や目的地への到着時間に遅れが生じる場合があります。到着時間などに余裕があるときにご利用ください。

町内およびさくら斎場 1人片道 300円（利用券）

町外〈成田赤十字病院、日医大千葉北総病院〉

1人片道 500円（利用券）

※利用券は1,000円／1冊（100円券が10枚綴り）で販売しています。

さくら斎場(火葬場) 葬祭組合 ☎484-0846

町は、佐倉市・四街道市とともに佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合（佐倉市大蛇町790-4）を組織しています。ご不幸があった場合は、火葬場および式場の使用ができます。

予約申込 ご遺族などが直接予約する場合 窓口または電話 8時30分～17時

利用登録をした葬儀業者が予約する場合 インターネット 24時間

副葬品に関するお願い

ペースメーカー等の装着の有無を事前にご連絡ください。棺の中に入れることが可能な副葬品は、生花、手紙・写真（数枚）になります。詳しくは、さくら斎場までご連絡ください。

くらしの相談

町などが行う相談

役場代表 ☎496-1171

※各相談の日時・会場が変更になる場合もあります。「広報ニューしすい」内の相談コーナーをご覧になるか、直接お問い合わせのうえご確認ください。

相談名	日時	会場	予約・問い合わせ
心配ごと相談 (専門相談員、民生委員児童委員) ※詳細記事P42	第1・3・5木曜日 13時～16時	役場中央庁舎1階 相談室	社会福祉協議会 ☎496-6635 町内在住の方に限ります。 相談日の3日前までに電話 予約が必要です。 (先着1日6件まで)
法律相談 (弁護士・専門相談員) ※詳細記事P42	第2・4木曜日 13時～16時	役場中央庁舎1階 相談室	
人権相談 (人権擁護委員・法務局) ※関連記事P75	第2火曜日 13時30分～15時	役場西庁舎2階 会議室	健康福祉課人権推進室 ☎内線136
D V 相談 ※関連記事P75	随時		健康福祉課人権推進室 ☎内線137
身体障がい者相談 (障害者相談員)	毎週月～金曜日 9時～17時		健康福祉課福祉班 ☎内線135
知的障がい者相談 (障害者相談員)	毎週月～金曜日 9時～17時		健康福祉課福祉班 ☎内線135
消費生活相談 ※関連記事P75	第1・3・5火曜日 (祝日の場合は翌 水曜日) 10時～12時30分 13時～15時	役場中央庁舎1階 会議室	経済環境課商工振興班 ☎内線346
生活困窮相談 (相談支援員)	第1・3火曜日 9時30分～16時	役場西庁舎1階	健康福祉課福祉班 ☎内線133
子ども相談 (主任児童委員、家庭相談員) ※詳細記事P26	第3金曜日 13時30分～15時	役場中央庁舎1階 会議室	健康福祉課人権推進室 ☎内線137
就学・教育・いじめ相談 ※詳細記事P26	毎週月～金曜日 9時～17時		学校教育課学校教育班 ☎内線311
家庭教育相談 ※詳細記事P26	毎週木・金曜日 9時～17時		生涯学習課社会教育班 ☎496-5334
子育て電話相談 ※詳細記事P26	毎週月曜日 9時～16時		子育て支援センター あいあい☎290-9790
	毎週月～金曜日 9時～17時		岩橋保育園☎481-7021 中央保育園☎496-1274
障がいや福祉に関する相談支援 (町委託事業)	随時	いんば障害者相談 センター	☎0476-99-2501
		相談支援センター かなえ	☎488-5530
		成田地域生活支援 センター	☎0476-35-7771
就労に悩みを抱えている若者を 応援する自立支援無料相談 (要予約)	第2水曜日 13時～17時	役場中央庁舎1階 会議室	ちば北総地域若者 サポートステーション ☎0476-24-7880

町以外の機関によるくらしの相談

健康の相談

■印旛保健所（印旛健康福祉センター）への相談

病気の予防や治療など、医療に関するさまざまな相談を受け付けています。

なお、印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、JR佐倉駅から徒歩10分、京成佐倉駅から徒歩20分またはバス「岩瀬薬品本社前」下車徒歩5分のところにあります。



相談名	内容	問い合わせなど
エイズ相談	エイズに関する相談	疾病対策課 ☎483-1466、平日（祝休日を除く）8時30分～17時15分
精神保健福祉相談	こころの健康、精神保健に関する相談	地域保健課 ☎483-1136 ※予約制 毎月第1木曜日 14時～16時 毎月第3月曜日 14時30分～16時30分 毎月第4火曜日 14時～16時 毎月第4金曜日 14時～16時

■その他の健康などに関する相談

相談名	内容	問い合わせなど
医療相談	医療上または医療内容、医療従事者などの対応などに関する相談、医療機関、他の相談窓口の案内など（原則30分以内）	千葉県医療安全相談センター ☎223-3636、平日（祝休日を除く）9時～12時、13時～16時30分
こころの健康電話相談	こころの健康に関することで悩んでいる方やご家族からの電話相談	千葉県精神保健福祉センター ☎307-3360、平日（祝休日を除く）9時～18時30分
がん相談	がん医療に関する相談や情報提供	千葉県がんセンター（がん相談支援センター）千葉県中央区仁戸名町666-2 ☎264-6801、平日（祝休日を除く）9時～17時

その他の相談

■国などへの苦情や要望などの相談

相談名	内容	問い合わせなど
行政苦情110番	国や独立行政法人などの仕事についての苦情や要望などの相談	総務省関東管区行政評価局千葉行政監視行政相談センター ☎0570-090110、平日9時～16時45分 ※全国共通 ※土・日・祝日・年末年始などの閉庁日は留守番電話対応 ※インターネットによる相談なども随時受け付け https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

■児童・少年・教育などに関する相談

相 談 名	内 容	問い合わせなど
子ども家庭 110 番	18 歳までの児童に関するあらゆる相談	中央児童相談所（千葉市稲毛区天台 6－5－2） ☎252－1152 毎日 8 時 30 分～20 時 ※児童虐待に関する相談、通告は毎日 24 時間対応 【来所相談】平日（祝休日を除く）9 時～17 時
ヤングテレホン	少年に関する困りごとや悩みごと、いじめ、非行、犯罪被害などの相談	千葉県警察少年センター（千葉市稲毛区天台 6－5－2） ☎0120－783497 ※全国共通 平日（祝休日を除く）9 時～17 時 ※面接による相談を希望する場合は事前に連絡が必要です
子どもの人権 110 番	いじめ、体罰、虐待などに悩む子どもからの相談	千葉地方法務局人権擁護課（千葉市中央区中央港 1－11－3） ☎0120－007－110 ※全国共通 平日 8 時 30 分～17 時 15 分
教育相談	学業不振、人間関係、不登校、いじめ、進路、適性など教育相談全般	千葉県子どもと親のサポートセンター（千葉市稲毛区小仲台 5－10－2） ☎0120－415－446 ※24 時間対応 【来所相談】平日 9 時～17 時 ※予約制
	心身に障がいのある幼児、児童、生徒の教育、進路、保育および就学などの相談	千葉県総合教育センター特別支援教育部（千葉市稲毛区小仲台 5－10－2） ☎207－6025、平日 9 時～17 時 【来所相談】平日 9 時～17 時 ※予約制

■警察への相談

相 談 名	内 容	問い合わせなど
相談サポートコーナー	犯罪被害相談、交通相談、防犯相談、悪質商法に関する相談、覚せい剤・シンナーなどの薬物に関する相談、過激派に関する相談、警察への要望・意見	千葉県警察本部（千葉市中央区長洲 1－9－1） ☎227－9110、平日（祝休日を除く）8 時 30 分～17 時 15 分
性犯罪 110 番	性犯罪被害に関する相談	千葉県警察本部（千葉市中央区長洲 1－9－1） ☎0120－01－8103 ※24 時間対応
女性相談所（女性鉄道警察隊）	電車や駅、構内での痴漢やいやがらせなどの被害に関する相談	千葉県警察本部鉄道警察隊（JR 千葉駅構内 9・10 番線エスカレーター脇） ☎0120－048－224 ※24 時間対応
身元不明に関する相談	身元不明者に関する相談	千葉県警察本部鑑識課（千葉市中央区中央港 1－71－1） ☎201－0110、平日（祝休日を除く）9 時～16 時
暴力団に関する相談	千葉県内における暴力団に関する相談	（公財）千葉県暴力団追放運動推進センター（千葉市中央区中央 4－13－7） ☎254－8930 または ☎0120－089354 平日（祝休日を除く）9 時～16 時

■犯罪被害に遭われた方の相談先

相 談 名	内 容	問い合わせなど
電話相談	犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の抱える悩み、困りごとなどの相談など	(公財)千葉犯罪被害者支援センター ☎225-5450、平日（祝休日を除く）10時～16時
犯罪被害者 ホットライン	犯罪被害者に対する弁護士相談	千葉県弁護士会（千葉市中央区中央4-13-9） ☎227-8433 ※初回無料 30分程度 平日 10時～11時45分、13時～16時

■交通事故についての相談

相 談 名	内 容	問い合わせなど
交通事故相談所	示談の交渉や損害賠償請求などさまざまな問題に対し専任相談員による相談 ※臨床心理士による心のケアに関する相談も行っています（月1回）	県庁くらし安全推進課（千葉市中央区市場町1-1） ☎223-2264、平日（祝休日を除く）9時～12時、13時～17時

■民事問題の相談

相 談 名	内 容	問い合わせなど
無料法律相談	相続、離婚、損害賠償など民事上のトラブルについて千葉県弁護士会の弁護士による無料相談	県庁報道広報課（千葉市中央区市場町1-1） 予約受け付け ☎223-2249 または 2250 相談日 木曜日 13時～16時 ※月2回実施、30分以内

■消費生活の相談

相 談 名	内 容	問い合わせなど
消費生活相談	商品、サービス、契約トラブル、個人情報保護など、消費生活全般に関する苦情・相談	千葉県消費者センター（船橋市高瀬町66-18） ☎047-434-0999、平日 9時～16時30分、土曜日 9時～16時 ※平日、土曜日とも祝休日を除く

■人権などに関する相談

相 談 名	内 容	問い合わせなど
みんなの人権 110番	親子、夫婦、扶養、相続、借地、借家、名誉、信用、差別、私的制裁、いじめ、体罰など人権に関する相談	千葉地方法務局人権擁護課（千葉市中央区中央港1-11-3） ☎0570-003-110 ※全国共通 平日 8時30分～17時15分
女性の人権 ホットライン	夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめやセクハラ、ストーカーなどの相談	千葉地方法務局人権擁護課（千葉市中央区中央港1-11-3） ☎0570-070-810 ※全国共通 平日 8時30分～17時15分

■DVに関する相談

相 談 名	内 容	問い合わせなど
DV相談	女性が抱える様々な悩みや夫や恋人からの暴力、家庭や生活の心配事などの電話や面接相談	千葉県女性サポートセンター ☎206-8002 ※24時間対応 【来所相談】平日 9時～17時 ※予約制

■環境問題に関する相談

相 談 名	内 容	問い合わせなど
公害苦情相談	騒音、大気汚染、水質汚濁など公害に関する苦情、相談	印旛地域振興事務所地域環境保全課（佐倉市 鎗木仲田町 8-1 印旛合同庁舎） ☎483-1447、平日 8 時 30 分～17 時 15 分
産廃残土県民 ダイヤル （産廃 110 番）	産業廃棄物・残土の不法投棄などに関する相談	県庁廃棄物指導課（千葉市中央区市場町 1-1） ☎223-3801 ※24 時間対応

■犬、猫の相談

相 談 名	内 容	問い合わせなど
動物に関する 相談	犬、猫のしつけ方や譲渡、やむを得ず飼うことのできなくなった場合などの相談	動物愛護センター（富里市御料 709-1） ☎0476-93-5711、平日（祝休日を除く）8 時 30 分～17 時 15 分

■土地、建物などに関する相談

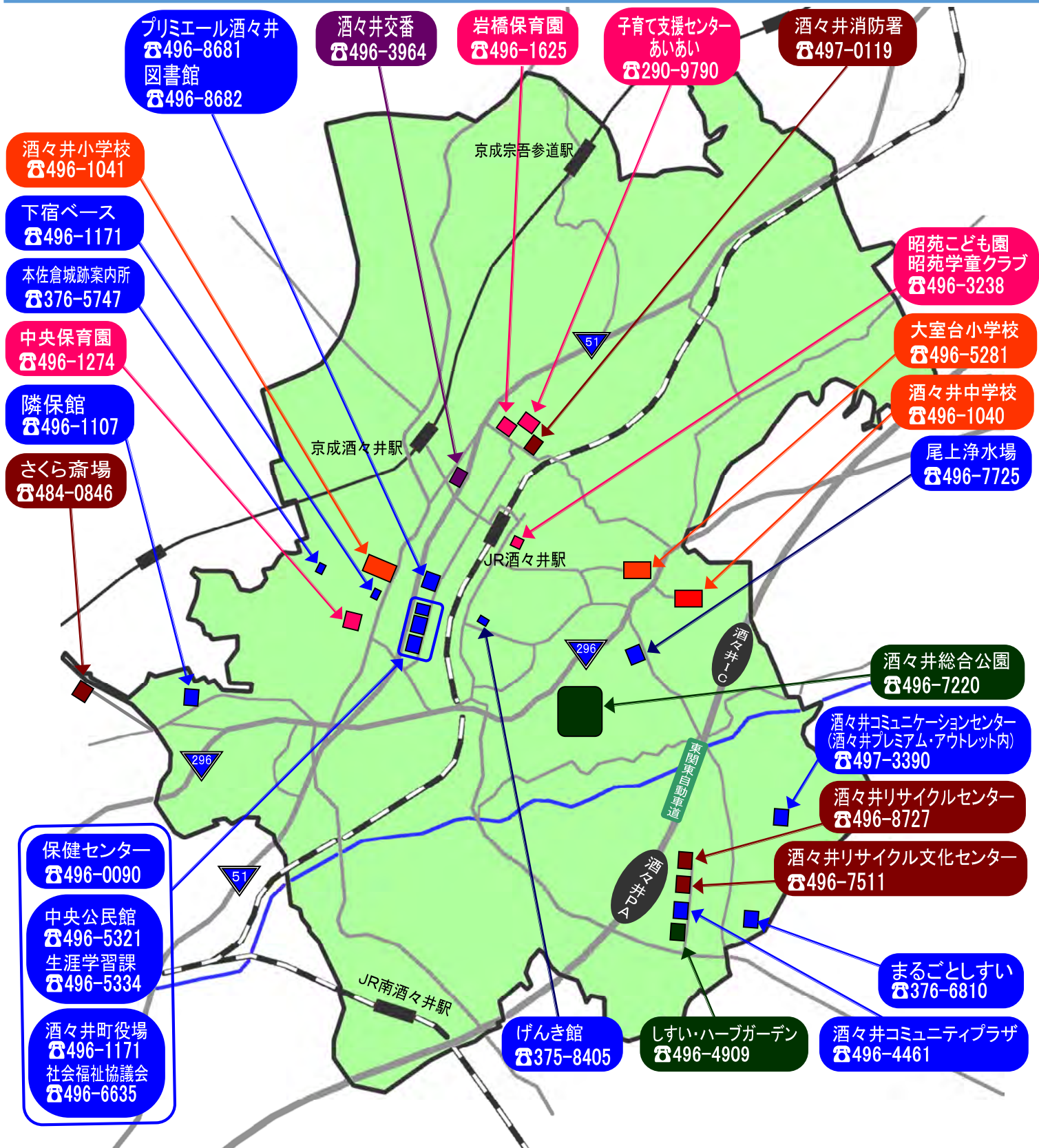
相 談 名	内 容	問い合わせなど
不動産取引事前 相談	宅地建物取引（売買・賃貸借）の契約前の相談	県庁建設・不動産課（千葉市中央区市場町 1-1） ☎223-3238 または 3239、毎週月曜日 10 時～16 時 ※電話相談、来所相談とも祝休日を除く、予約制
宅地建物取引に関する法律相談	宅地建物取引業者が関わる不動産取引（土地・建物の売買、賃貸借の媒介）の紛争に関する法律相談	県庁建設・不動産課（千葉市中央区市場町 1-1） 【来所相談のみ】 ☎223-3238、毎月第 2 水曜日 13 時～16 時 ※予約制、1 時間以内
建設工事紛争 相談所	建設工事の請負契約に関する紛争についての相談	県庁建設・不動産課（千葉市中央区市場町 1-1） 【来所相談のみ】 ☎223-3108、毎週火曜日 13 時～16 時 30 分 ※予約制、1 時間以内
住まいる ダイヤル	住宅全般に関する電話相談	（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター ☎0570-016-100 ※全国共通 平日（祝休日を除く）10 時～17 時

主要公共施設などのダイヤルガイド

施 設 の 名 称 な ど	電話番号	所 在 な ど
町 関 係 の 公 共 施 設		
役 場	4 9 6 - 1 1 7 1	中央台 4 - 1 1
中央公民館	4 9 6 - 5 3 2 1	中央台 4 - 1 0 - 1
保健センター	4 9 6 - 0 0 9 0	中央台 4 - 1 0 - 1
プリミエール酒々井（図書館）	4 9 6 - 8 6 8 1 (4 9 6 - 8 6 8 2)	中央台 3 - 4 - 1
学校給食センター	4 9 6 - 1 1 5 1	酒々井 1 6 7 - 1
尾上浄水場（上下水道課）	4 9 6 - 7 7 2 5	尾上 1 9 4 - 1
酒々井コミュニティプラザ	4 9 6 - 4 4 6 1	墨 1 5 4 9 - 1
子育て支援センター あいあい	2 9 0 - 9 7 9 0	上岩橋 1 1 5 9
総合公園	4 9 6 - 7 2 2 0	墨 4 4
生涯生活センター	4 9 6 - 7 6 5 4	酒々井 1 6 7 - 5
隣保館	4 9 6 - 1 1 0 7	本佐倉 6 9 6 - 2 1
京成酒々井駅東口自転車等駐車場	4 9 6 - 6 2 1 2	中川 2 9 9
防犯ボックス	2 9 0 - 9 4 0 0	東酒々井 1 - 1 - 3 0 6
酒々井コミュニケーションセンター	4 9 7 - 3 3 9 0	飯積 2 - 4 - 1
まるごとしすい	3 7 6 - 6 8 1 0	飯積 2 - 8 - 2
しすい・ハーブガーデン（4月～11月下旬開園）	4 9 6 - 4 9 0 9	墨 1 5 4 9 - 1
下宿ベース（問・くらし安全協働課）	4 9 6 - 1 1 7 1	酒々井 1 7 1 9 - 1
国史跡本佐倉城跡案内所	3 7 6 - 5 7 4 7	本佐倉 8 2 5
げんき館	3 7 5 - 8 4 0 5	酒々井 1 2 0 0 - 9
佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター	4 9 6 - 7 5 1 1	墨 1 5 0 6
酒々井リサイクルセンター	4 9 6 - 8 7 2 7	墨 1 5 0 6
学 校 ・ 保 育 園 な ど		
酒々井小学校	4 9 6 - 1 0 4 1	酒々井 2 0 3
大室台小学校	4 9 6 - 5 2 8 1	尾上 2 - 2
酒々井中学校	4 9 6 - 1 0 4 0	尾上 1 4 1 - 1 0
中央保育園	4 9 6 - 1 2 7 4	酒々井 1 2 1
岩橋保育園	4 9 6 - 1 6 2 5	上岩橋 1 1 5 1
私立酒々井幼稚園	4 9 6 - 5 7 0 0	中央台 1 - 2 2
私立昭苑こども園	4 9 6 - 3 2 3 8	東酒々井 1 - 1 - 1 0 5
酒々井小学校児童クラブ	4 9 6 - 2 8 8 1	酒々井 2 0 3
大室台小学校児童クラブ	4 9 6 - 0 9 3 1	尾上 2 - 2
昭苑学童クラブ	4 9 6 - 3 2 3 8	東酒々井 1 - 1 - 1 0 1
BEAR★BEE学童クラブ	4 9 7 - 2 9 2 6	中央台 2 - 1 9 - 1 9
私立東京学館高等学校	4 9 6 - 3 8 8 1	伊篠 2 1
そ の 他		
商工会（酒々井町商工会館）	4 9 6 - 0 0 6 3	酒々井 1 6 5 9 - 1
養護施設 螢雪学園	4 9 6 - 4 0 0 8	伊篠 4 5 7
社会福祉協議会	4 9 6 - 6 6 3 5	中央台 4 - 1 1
地域包括支援センター	4 8 1 - 6 3 9 3	中央台 4 - 1 1
シルバー人材センター（生涯生活センター内）	4 9 6 - 4 0 7 7	酒々井 1 6 7 - 5
高齢者福祉施設 エコトピア酒々井	4 9 6 - 1 9 1 0	本佐倉 3 5 2 - 2
障がい福祉サービス事業所 ワーク・かなえ	4 9 6 - 4 1 8 6	本佐倉 3 5 2 - 7
酒々井まがり家	4 9 6 - 1 0 0 1	馬橋 1 0 6

施 設 の 名 称 な ど	電話番号	所 在 な ど
警 察 ・ 消 防 ・ 国 道 事 務 所		
酒々井交番	4 9 6 - 3 9 6 4	酒々井 8 9 8 - 1
佐倉市八街市酒々井町消防組合酒々井消防署	4 9 7 - 0 1 1 9	上岩橋 1 1 6 8 - 1
国土交通省千葉国道事務所酒々井出張所	4 9 6 - 5 1 7 1	上岩橋 1 1 5 5
交 通 機 関		
J R 酒々井駅（管理 J R 佐倉駅）	4 8 4 - 1 2 1 0	酒々井 1 2 7 0 - 2
J R 南酒々井駅（管理 J R 佐倉駅）	4 8 4 - 1 2 1 0	馬橋 5 6 9
京成酒々井駅	4 9 6 - 4 6 1 0	中川 5 6 0 - 1
京成宗吾参道駅	4 9 6 - 2 3 2 2	下岩橋 4 3 2 - 3
金 融 機 関		
酒々井郵便局	4 9 6 - 0 9 3 2	中央台 1 - 2 4 - 1 1
東酒々井郵便局	4 9 6 - 5 0 4 1	東酒々井 1 - 1 - 1 3 6
千葉銀行酒々井支店	4 9 6 - 1 2 2 1	中央台 1 - 2 9 - 7
京葉銀行酒々井支店	4 9 6 - 2 1 3 1	中央台 1 - 8 - 1
成田市農業協同組合酒々井支所	4 9 6 - 0 2 9 1	酒々井 1 6 7 0
町 外 の 主 要 公 的 機 関		
千葉地方法務局佐倉支局	4 8 4 - 1 2 2 2	佐倉市表町 1 - 2 0 - 1 1
千葉地方裁判所佐倉支部	4 8 4 - 1 2 1 5	佐倉市弥勒町 9 2
佐倉県税事務所	4 8 3 - 1 1 1 5	佐倉市鐺木仲田町 8 - 1 （印旛合同庁舎内）
印旛土木事務所	4 8 3 - 1 1 4 0	同 上
印旛保健所（印旛健康福祉センター）	4 8 3 - 1 1 3 3	同 上
北総教育事務所	4 8 3 - 1 1 4 7	同 上
印旛農業事務所	4 8 3 - 1 1 2 5	同 上
佐倉警察署	4 8 4 - 0 1 1 0	佐倉市表町 3 - 1 7 - 1
佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合さくら斎場	4 8 4 - 0 8 4 6	佐倉市大蛇町 7 9 0 - 4
佐倉市八街市酒々井町消防組合	4 8 1 - 0 1 1 9	佐倉市大蛇町 2 8 1
印旛衛生施設管理組合	4 9 8 - 1 5 3 8	佐倉市宮本 3 3 2
佐倉郵便局	4 8 4 - 1 2 0 5	佐倉市海隣寺町 2 - 5
成田税務署	0 4 7 6 - 2 8 - 5 1 5 1	成田市加良部 1 - 1 5
成田公証役場	0 4 7 6 - 2 2 - 1 0 3 5	成田市花崎町 9 5 6
ハローワーク成田	0 4 7 6 - 8 9 - 1 7 0 0	成田市花崎町 8 2 8 - 1 1 （スカイタウン 3 階）
千葉県動物愛護センター	0 4 7 6 - 9 3 - 5 7 1 1	富里市御料 7 0 9 - 1
千葉県旅券事務所	2 3 8 - 5 7 1 1	千葉市中央区新町 1 0 0 0 （センシティタワー 4 階）
わが家のダイヤルガイド		

主要公共施設



編集・発行 酒々井町企画財政課
 発行年月 令和7年7月
 住所 〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11
 電話 043-496-1171 (役場代表)
 ホームページ <https://www.town.shisui.chiba.jp>